

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1995 September

9



CONTENTS

第一部 巻頭特集

日本の国際無線通信事始め 3

第二部 各国のテレコム情報

AMERICAS

〈米国〉

通信改革法案、下院本会議を通過 18
 大統領が拒否権発動をちらつかせるも、305対117の大差で可決。RHCsの長距離
 参入に関する条件を緩和する修正が施され、IXCsは猛反発。
 司法省、SPリット/FT/DT資本提携に関する同意判決案を提出 21
 仏独市場の自由化の進展に応じてフェーズI、IIに分け、それぞれ条件を付けた上で
 資本提携を認める。フェーズIIにおける条件はBT/MCIとほぼ同様。
 JSATの日米間国際サービス開始に米国通信衛星事業者が異議 23
 コロンビア、パナナムサット、オライオンは、日本の衛星市場の閉鎖性を理由に、
 JSAT衛星を使用する日米間回線に関する申請却下をFCCに要求。
 888番フリー番号導入への動き / AT&Tの普及・宣伝活動 25
 来年3月の導入を控え、AT&Tが他社に先駆けユーザへの宣伝を開始。コール数
 当てコンテストも。888番普及に不利な顧客調査結果に対応。
 TCI、パイアコムCATVシステムを買収 26
 多額の負債にあえぐパイアコムが遂に売却に成功。TCIはサファリス、アトルでCATV
 加入者の90%を確保するなど、全米第1位MSOの地位を揺るぎないものに。
 パシフィック・テレシス、VDT商用認可を取得 27
 内部相互補助の恐れから長期にわたりペンディングとなっていた申請。他RHCsが
 VDTに及び腰になる中、96年初めのサービス開始を目指す。

ASIA

〈韓国〉

韓国初の通信・放送衛星「Koreasat 1号」打ち上げ 28
 8月5日、米フロリダ州から打ち上げられた。しかし、予定された静止軌道に到達せ
 ず衛星寿命の短縮は不可避に。

〈中国〉

中国聯合通信、サービス開始 29
 北京、上海などの4都市でGSM方式によるデジタル移動電話サービス開始。中国
 通信市場の郵電部独占に終止符。

〈香港〉

域内新規事業者、サービス開始へ 29
 ニューワールド・テレフォンが7月1日からサービス開始、ニューT&T、ハチソン・コ
 ミュニケーションズも本年内にサービス開始へ。

〈台湾〉

交通部、民間企業9社にCT-2サービス事業認可 30
 北部、中部、南部地区でそれぞれ3社に事業認可。交通部電信総局の通信事業独
 占は終了へ。

〈マレーシア〉

TM、セルコムと相互接続協定を締結 31
 テレコムマレーシアがセルコムと正式に接続へ。その他の新規セルラー・PCNサー
 ビス事業者とも締結。移動体電話サービスが本格的な競争状態に。
 セルコム、合併による光ファイバー網構築へ 32
 セルコム、地元電力会社、MRCBの3社が合併による光ファイバー網構築に合意。
 セルコムはフルサービス事業者へ前進。

〈シンガポール〉

インターネット接続サービス免許、入札締め切り 33
 新規の商用サービス免許の取得を目指し、6グループが応札。AT&T、NTT-I/ドイン
 テレコムも名乗りを上げた。

〈タイ〉

移動体電話サービス事業の合併化を巡る動向 34
 TACが提供するセルラー電話サービス事業に関し、CATとの合併事業への移行が
 頓挫。事実上2社競争の移動体分野に新規参入への道が開けるか。

OCEANIA

〈オーストラリア〉

BT Australasia、NSW州およびテラストラを提訴 35
 BTの現地法人が通信ネットワーク・マネジメント契約違反を理由に提訴。オーストラリアを拠点と
 したBTのアジア・太平洋戦略への影響が懸念される。

EUROPE

〈欧州委員会〉

欧州委員会、北欧のマルチメディアJVを認めず 36
 北欧諸国における3社の支配的な地位を強化するとして却下した一方、事業計画
 の修正による承認の可能性を言明。
 欧州委員会、C&W/Vebaの提携を承認 37
 EU競争法上の問題はなく、将来的な潜在的競争事業者としてドイツ市場活性化
 の一翼を担うと歓迎の意を表明。

〈英国〉

オフテル、新たな競争政策を発表 38
 ADCの撤廃と回線基本料金に関するサブキャップ規制の変更を打ち出す。BT免
 許に反競争的行為に関する一般条項を加える提案も。
 フィンランド・ニューゼーランドとの国際単純再販解禁 40
 オーストラリア、カナダ、スウェーデン、米国に続く認可。

〈ドイツ〉

ベーチ郵電大臣、ユニバーサルサービスについての政策を発表 41
 ユニバーサルサービスの範囲はアナログ通信・番号案内等とし、基金設立で賄う
 構想。規制機関の設置も提案。

〈フランス〉

CATV網経由での音声サービス提供、解禁へ 42
 フィヨン大臣は、情報ハイウェイ構築の一環として、フランステレコムによる音声サー
 ビスの独占提供を規定した現行法の改正案を本年未までに議会に提出。

〈イタリア〉

STET、IBMと提携 43
 マルチメディア時代を見越した新たなアライアンスグループの第一歩に。将来的な
 参加キャリアとして、RHCs、NTTの名前もきかれる。

〈ベルギー〉

ベルガコム、提携パートナー選定大詰め 44
 戦略的パートナー候補を3コンソーシアムに絞り込む。10月末には最終決定。

〈ギリシャ〉

OTE、11月にも民営化 45
 三度目の正直で6~8%を売却するが、海外投資家への提供は見送られる模様。

AFRICA

〈レソト〉

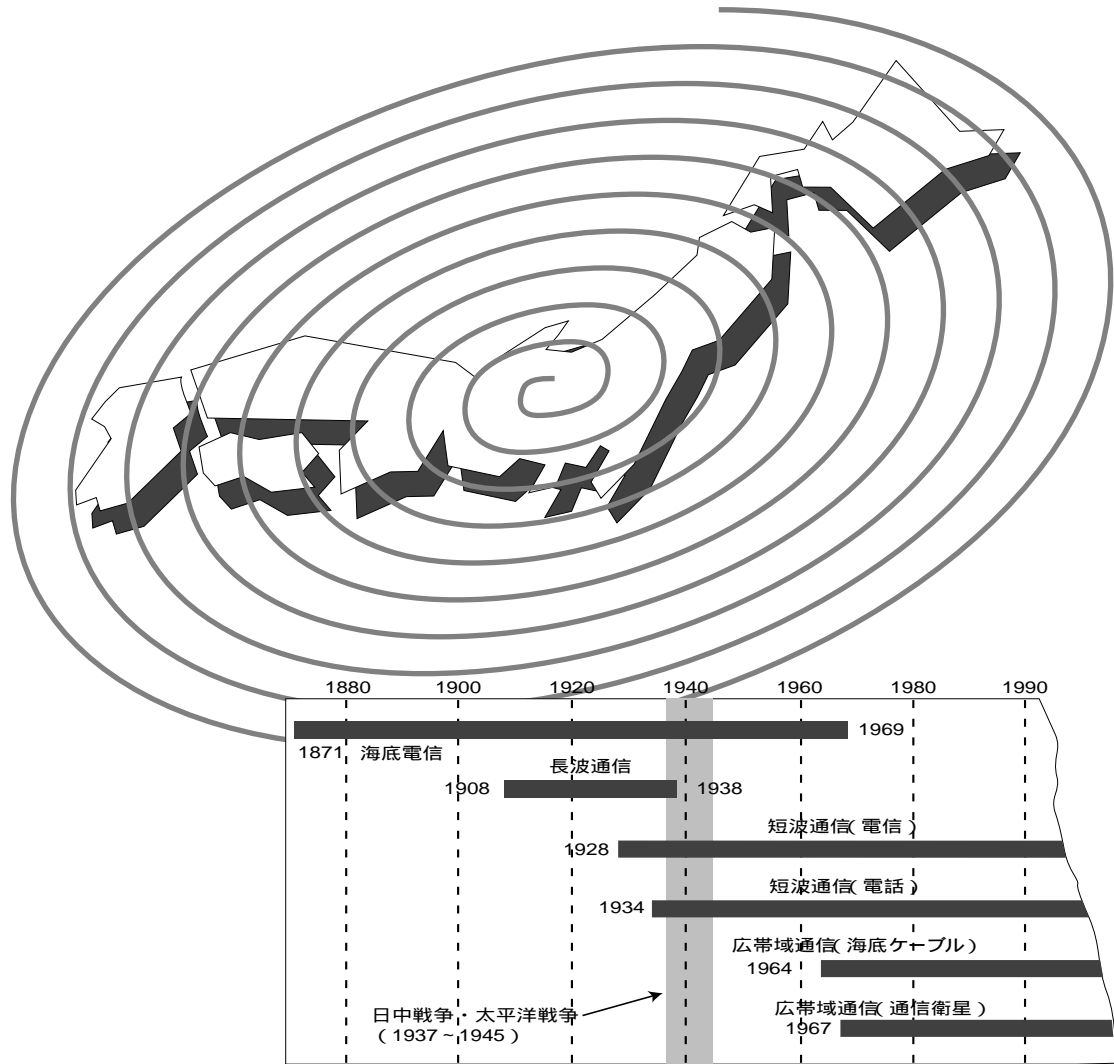
GSM採用を決定 46
 南アフリカのヴォダコムが通信事業者LTCと共同でGSMを提供。

〈南アフリカ共和国〉

SBC、MTNIに出資 47
 GSM事業者MTNの資本再編に伴い、9,000万ドルを投じて同社の株式15.5%を取
 得。SBCは一足先に南ア市場進出を果たす。

「日本の国際無線通信事始め」

～無線通信発明100周年に寄せて～



本年7月、PHS（簡易型携帯電話）の通話サービスが首都圏と北海道の主要都市で開始され、PHS電話機の品不足を来たすほどの予想以上の人気を集めている。PHSは携帯電話と並んで、無線を利用する電話であり、設置場所に縛られる従来からの電話にはない、新しいコミュニケーションの在り方を拓こうとしている。

本年は奇しくも、マルコーニが無線通信の実験に成功してから100年目にあたる。それにちなみ、本稿では、日本に無線技術が導入されたころ、「坂の上の雲」の時代まで遡り、先人たちの苦勞努力の一端を垣間見て、その偉功を偲んでみたいと思う。

KDD総研国際調査部グループ・マネジャー
木庭 治夫

『日本の 国際無線通信 事始め』

1. 日本の無線電信研究の開始

イタリアのマルコーニは、今からちょうど百年前に当たる1895年（明治28）電波を用いてモールス信号の送受ができる無線電信機の実験に成功した。通信距離は2.4kmであった。翌96年マルコーニは英国に渡り、ロンドン郊外で公開実験を行い、3.2kmの通信に成功、その後も研究を続け通信距離を伸ばしていった。1897年には、英国で特許を所得した。無線電信は、無線（wireless）という言葉が示すように、通信に電線（wire）は不可欠という当事の常識を打破する画期的な方式であった。

日本における無線電信の試験研究は、1896年（明治29）に通信省電気試験所で開始された。当時、灯台で行われていた手旗信号は、霧や大雨の場合には通信困難となるため、この灯台通信への無線の利用を研究するためであった。翌97年には実験設備が完成し、東京京橋の月島海岸と品川の台場との間で実験に成功した。この成功は、マルコーニの無線電信実験から遅れること僅かに2年であり、有線による電信に対する日本の対応に比べて、無線に対する対応の迅速さが窺える。

有線電信のモールス電信機は、黒船と共に渡来した。1854年（嘉永7）米国のペリー提督が二度目に来航した時、米国大統領からの贈物として将軍家定に献上された。この電信機により横浜付近で公開実験が行われ、多くの日本人が好奇心をもって見物し、日

グリエルモ・マルコーニ

Guglielmo Marconi / 1874-1937

マルコーニは、1874年にイタリアのボローニャの富裕な地主の家に生まれた。母の生家はアイルランドの著名なウイスキー醸造家であった。5歳から2年間、英国のロンドン郊外にあるベッドフォードの小学校で学んだ以外は、少年時代を近くのグリフォーン村で過ごし、主に家庭教師について教育を受けた。大学には進学しなかったが、マイクロ波研究の第一人者であったボローニャ大学のリギ（Righi）教授から、理論的、実験的に電波について多くの教えを受け、1888年にヘルツ（Hertz）が電波の存在を実証したことに影響され、生来の発明家精神を發揮して、それを通信に応用しようと考えた。1895年、マルコーニは21歳にして無線電信の実験を開始、1分間に10～15語の速度で2.4kmの通信距離を達成した。この成功を基にマルコーニは、イタリア政府に無線電信機の実用化を申し出たが、支援は得られなかった。

そこで翌1896年、無線実用化を引き続き推し進めるため英国に渡った。

そしてその年の暮、ロンドン郊外のソールズベリー平原で公開実験を行い、3.2km隔ててモールス通信を受信することに成功し、その後も実験を続け次々と通信距離を伸ばしていった。1899年には、英仏海峡約50kmの通信に成功した。

また英国において、マルコーニは、1896年に無線に関する特許を申請し、翌1897年にそれを

取得した。当時は、無線に対する懐疑論が多く実用化への関心も薄かったが、マルコーニの従兄のデービスは、この特許に対して出資し、「無線電信及び信号株式会社（Wireless Telegraph and Signal Co., Ltd.）」が設立された。無線電信に関する世界最初の営利組織で、設立当初の主要な業務は、灯台船および英国沿岸の灯台に無線通信機を敷設することであった。なお、同社は、1900年に、「マルコーニ無線電信株式会社（Marconi Wireless Telegraph Co., Ltd.）」と改められた。会社設立により、マルコーニは経済的な基盤が強化され、大規模な研究や公開実験の継続が可能となった。

1901年、マルコーニは、英国とカナダに設置



本に電信の知識を広めることに役だったと言われている。しかし、日本で最初に電信線が架設・運用されたのは、1869年（明治2）であり、1837年にモールスが電信機を発明してから32年、ペリーの献上から15年が経過していた。

無線電信に対しては、逓信省の他に海軍も早くから注目していた。その頃、日本海軍は数隻の軍艦を英国に発注しており、それらの新造船の艦装員や回航員等多数の海軍士官が英国に派遣されていたので、マルコーニの無線電信の実験成功のニュースは日本へも詳細に報告された。それに刺激を受けた海軍は、ちょうど建造中であった軍艦敷島の建造費に若干の余裕があったので、その金額でマルコーニ式無線電信装置を購入しようとした。しかし、マルコーニ社は装置の代金のほかに百万円以上の特許使用料を要求して譲らず、商談は成立しなかった。

当時は、まだ無線電信に対する評価は一定しなかったが、1899年（明治32）海軍ではともかく調査研究を行うことを決定した。海軍は、すでに研究を開始していた逓信省および文部省にも協力を求めた。逓信省は、「針金がなくて通信をするというのだから、海軍とか商船とか、移動的のものには万事好都合であるから、海軍の方で主として調査された方が宜敷かろう」との意向だったので、1900年（明治33）2月に、海軍に無線電信調査委員会が発足し、本格的な無線電信の研究が開始された。

一八九八年（明治三一年）パリのエッフェル塔上で行われた無線実験

として自社の装置を搭載しない船舶とは通信しないという政策をとった。また、イタリア政府は、無報酬でマルコーニ方式装置を自由に利用することが認められたが、他の方式を使用することは認められなかった。これらのマルコーニ方式装置の独占契約の影響力は、これら二国の海運業界にとどまらず、世界各国の船舶に及んだ。このような状況において、マルコーニ方式装置の独占主義を排除して、秩序ある無線通信の発展を求める動きがドイツを中心に高まり、1903年の予備会議に次いで、1906年に第1回国際無線電信会議が日本を含む30か国の参加によりベルリンで開催された。同会議で採択された国際無線電信条約では、船舶局 海岸局間の通信に限り方式装置のいかにかわらず相互に通信の義務を負う旨の相互通信義務が定められ、マルコーニ方式の独占が崩されることとなった。

1910年代中頃からアマチュア無線の進歩により、それまで無線技術の中心であった長波から、短波に関心が移ってきた。マルコーニは、1916年に初めて短波による遠距離無線通信に成功し、近代無線通信の基礎を築いた。

このように、マルコーニは、無線通信の黎明期以来一貫してその事業化および無線技術の向上に大変大きな貢献をしてきた。個人による卓抜した大発明は19世紀末のマルコーニによる無線電信をもって終わり、20世紀になってからの優秀な大発明は多数の研究者を擁する研究所の業績に帰せられると言われている。その点においても、マルコーニの偉大さが偲ばれる。

した無線局の間で大西洋横断無線電信の実験に成功した。この実験に対しては、未だ電離層の存在が知られていなかったため、光と同じ直進性の電波が、3,400kmの大西洋を越えて地球の円みの陰にまで届くはずがないという批判があった。電波の伝搬方法には多くの未解決な問題はあったが、この成功は、20世紀前半の無線発展の出発点となるとともに、通信事業発達に重要な役割を演じた。大西洋横断の実験はその後も続けられ、1907年になって公衆電報の取扱が開始された。これらの業績により、マルコーニは、1909年にノーベル物理学賞を受賞した。

一方、マルコーニは1897年の会社設立後、英国の対船舶通信権を独占し、さらに販路拡大策



『日本の 国際無線通信 事始め』

2. 日本海軍における無線電信の活用

日清戦争（1894～1895）後の重大な時局に際し、日本海軍は無線電信を新兵器として実用化すべく上層部以下大変積極的に対応した。無線電信調査委員会は、鋭意調査研究を進め、所期の目的とする80海里（約150km）の通信には不十分であったが、1901年（明治34）9月に調査終了の報告書を提出し、「無線電信ヲ兵器ニ採用ス」との内令を受けた。これが三四式無線電信機である。その後、海軍はさらに改良を続け、1903年（明治36）通達距離が200海里（約370km）の三六式無線電信機を完成させた。

このように極めて短期間に自主的な技術開発に成功したのは、日本の技術者が優秀であったばかりでなく、1902年に締結された日英同盟により、当時120海里（約225km）の通信が可能と言われていた英国艦隊の無線電信機の見学が許され、英国の技術を吸収することができたことにもよる。いずれにせよ、外国のアイデアや技術を取り入れながらも、基本的には自力で研究開発を続けた関係者の努力は大変なものであった。

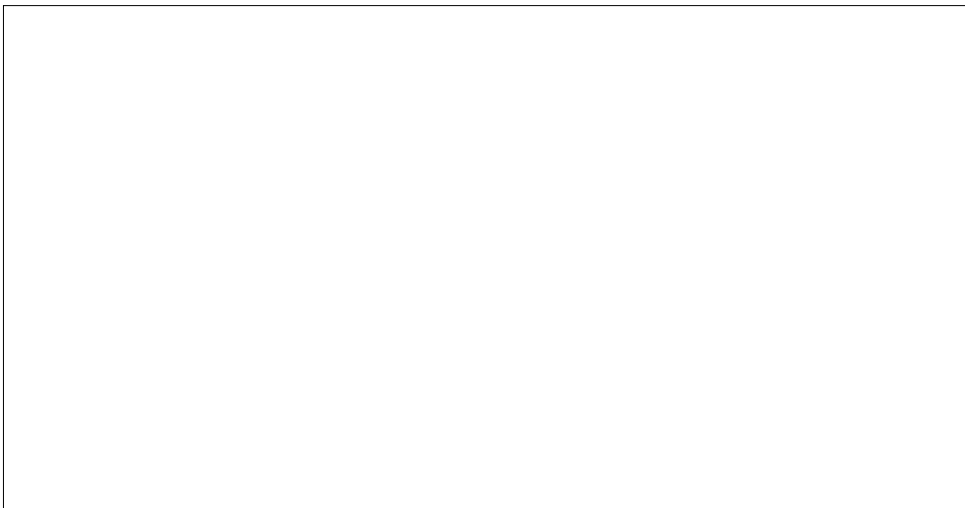
この三六式無線電信機が、日露戦争（1904～1905）の日本海海戦大勝利の原動力となった。1903年（明治36）末、日露関係が不穏な状況を呈したため、海軍は全艦船に無線電信機を装備する必要に迫られた。昼夜兼行は言うに及ばず、大晦日、元日も返上して三六式無線電信機を製造し、ようやく1904年初めには、聯合艦隊の戦艦から仮装巡洋艦（輸送船を巡洋艦に改造した汽船）に至るまですべての軍艦および陸上諸施設に無線電信機の装備を終えた。同年2月、日露戦争が開戦された。そして翌1905年（明治36）5月27日払暁、哨戒中の仮装巡洋艦、信濃丸が、ロシアのバルチック艦隊を発見、「敵ノ艦隊、二 三地点ニ見ユ。時二午前四時四十五分」^(注1)と無線を発信した。これを受信した第三艦隊旗艦厳島は聯合艦隊旗艦三笠へ宛てて、「敵艦見ユ」の暗号である「タ（・）」の七連打を打電した。さらに、三笠からは東京の大本営宛に次の有名な電文が

送信された。なお、この電文は、受信した近くの望楼からは有線電信により東京へ送信されたものと推察されている。

「敵艦見ユトノ警報ニ接シ、聯合艦隊八直ニ出動、之ヲ撃滅セントス、本日天気晴朗ナレドモ波高シ」

こうして、日本海軍が独自に開発した国産の三六式無線電信機が偉功をたてたことは内外に多大の反響を呼び起こし、無線電信の有効性を世界に示すことになった。

(注1)
「二 三地点」は、対馬付近の一定の海域に海軍がつけた呼称。



日本海海戦でバルチック艦隊を発見した信濃丸

3. 公衆無線電信の開始

無線電信は、海外においては20世紀初めから急速に実用化され、日本でも逓信省や海軍による無線電信の研究も進められていたが、日露戦争およびその戦後処理に忙殺され、日本の海岸局および船舶局の開設は遅れていた。しかし、1906年（明治39）にベル



リンで開催された第1回国際無線電信会議には日本も代表を送り、同会議で採択された国際無線電信条約（ベルリン条約）および附属規則に調印、1907年批准した。

このように無線電信に対する環境が整備され、1908年（明治41）公衆無線電信を取り扱う海岸局として銚子無線電信局が、同じく船舶局として東洋汽船所属の天洋丸が開局した。その後、無線局の数は順調に増加し、1908年末には、上記の2局も含めて海岸局が5局、船舶局が10局となり、1915年（大正4）10月には船舶局は69局となった。当時は、無線局の私設は認められず、開局した無線局はすべて逓信省所属であり、通信士は逓信官吏が派遣されて船上で執務を行うという制度であった。これは、1915年11月に無線電信法が施行されるまで続いた。

タイタニック号の悲劇

無線通信の威力を世界中に認識させ、その発展に大きな契機を与えたのが、海難史上最大の悲劇と言われている、タイタニック号事件である。

英国の豪華客船タイタニック号（46,328ト）は、1912年4月14日ニューヨークに向けて乗客乗員2208名を乗せて処女航海の途上であった。当時の最高技術を駆使して造られたタイタニック号は、無線電信機も装備しており、大西洋横断の新記録樹立も不可能ではないと言われる程の船であった。その日、たまたまタイタニック号と同じく大西洋を西に向けて航海していた客船カリフォルニア号は、大浮氷原を発見し、その通信士は、タイタニック号に警告しようとした。しかし、タイタニック号の通信士は、乗客たちの私的な電報の送信のため米国のケーブルコード局と交信中で、カリフォルニア号に対して交信の邪魔をしないように命じた。カリフォルニア号の通信士は、しばらくタイタニック号の無線を傍受してその終わるのを待っていたが、そのうち16時間の自分の勤務時間が終わったので就寝してしまった。大冰山漂流の警告は、ついに、タイタニック号に伝達されずじまいであった。

結局、タイタニック号はそのまま、何の警戒もせずに濃霧の海を24.5ノットの高速で突進し、14日午後11時40分、ニューファウンドランド島南方800海里の北大西洋上で冰山に衝突した。浸水が始まるとすぐ、船長は通信士に遭難信号の

打電を命じた。この時一番近く（約36km）にいた船はカリフォルニア号であったが、同号の通信士は、上述のように既に就寝してしまっていたので、遭難信号を聞いていなかった。また、カリフォルニア号の甲板にいた当直員は、タイタニック号が打ち上げたロケット信号を目にしなが、それが何を意味するかを考えつかなかった。それでも、遭難信号を受信した船は10隻余りあったが、救援するには遠すぎる距離を航海中であった。タイタニック号では、僅かに20隻しか装備されていなかった救命ボートに女性や子供から先に乗り移らせていた。そして、15日午前2時20分、避難しきれない他の多くの乗客を船内に残したまま、タイタニック号は沈没した。

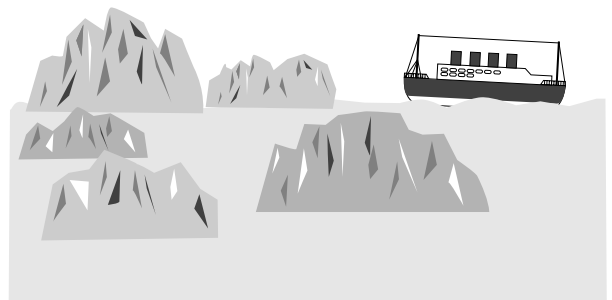
遭難信号を約100km離れた海上で受信したカルパチア号が、直ちに救援に向かい現場に到着した時には、沈没から既に1時間半以上が経過していた。現場にはタイタニック号の姿はなく、生存者を乗せた救命ボートや筏が波間に漂っているばかりであった。この時救助された者は695名で、犠牲者は1513名に上り、史上最大の海難事故となった。

タイタニック号の通信士は、浸水直後は英国船舶が使っていたCQDを送っていたが、事態が切迫した時、船長は、1906年の第1回国際無線電信会議で採択された新しい遭難信号SOSと交互に打つよ

うに指示した。タイタニック号事件は、SOSが人命を救った初めての事例となった。これまでならば、海の魔力に帰せられ消息不明とされていたような海難事故から、多数の犠牲者を出したにせよ、生存者を救助できたことにより、無線電信の威力は、人々の記憶に強く焼き付いた。

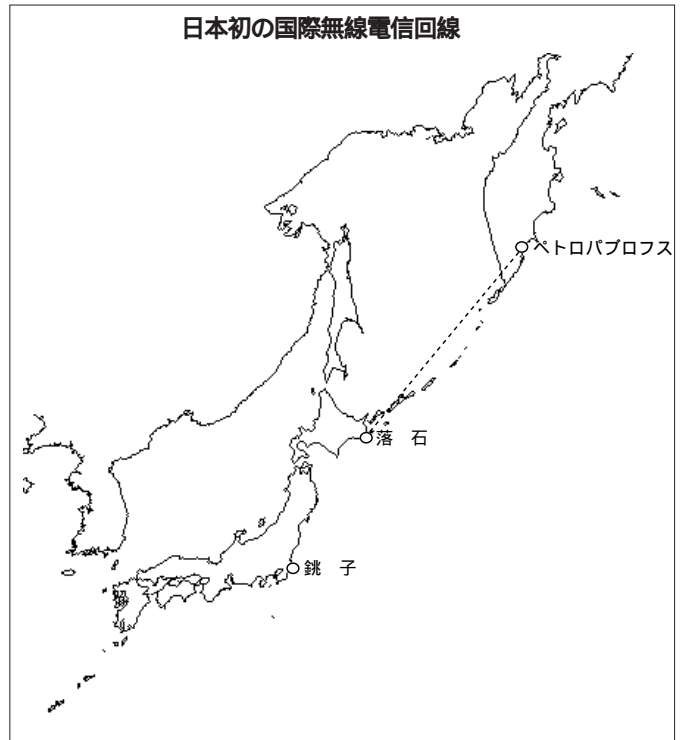
この事件が契機となって、1914年にロンドンで開催された第1回海上安全国際会議で、海上人命安全条約が締結された。この条約により、各国は外国航路に従事する船舶には無線機の装備および遭難信号に対する24時間の聴取が義務づけられた。タイタニック号事件の教訓が生かされたと言える。

日本でもこの条約を受けて、1915年（大正4）に無線電信法が施行、私設無線電信規則が制定され、船舶無線局の私設が認められることとなった。それ以降、客船のほか漁船にも無線設備を搭載する動きが広がり、私設の無線電信局は急激に増加した。



『日本の 国際無線通信 事始め』

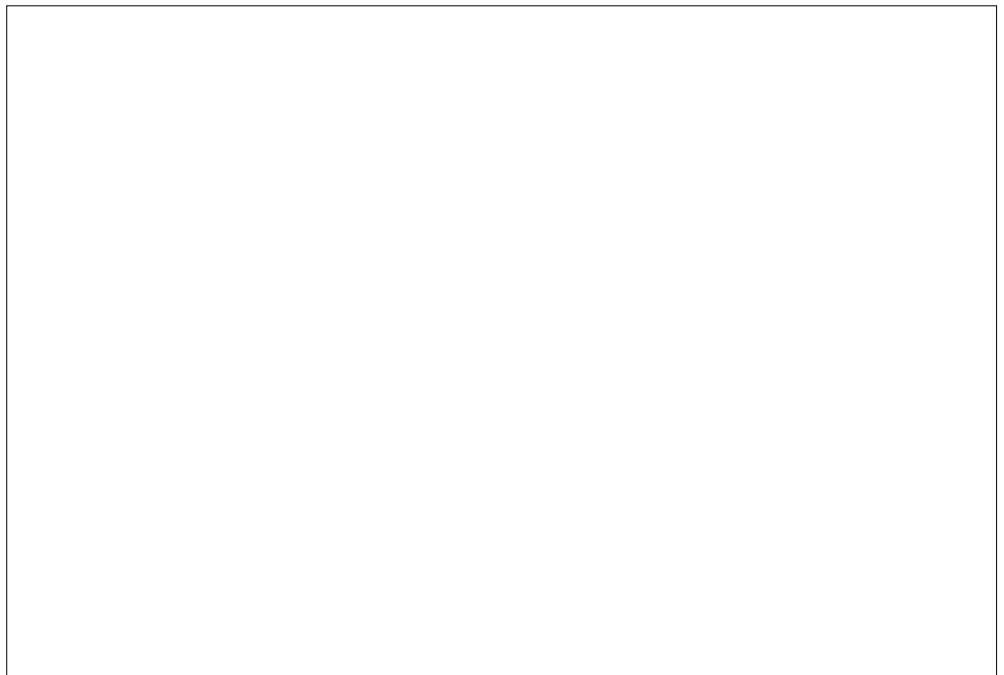
無線電信は、海上移動体である船舶と陸上、あるいは船舶と船舶との間の通信手段として利用されてきた。しかし、無線電信の技術が進歩し、通信距離も伸びてくると、無線電信は特に海を隔てた陸地对陸地の固定局間通信用の技術として次第に認められるようになった。1911年（大正元）に、日本と台湾を結ぶ日台海底線の障害時のバックアップとして利用されたのが日本で最初の、陸対陸の無線電信として記録されている。



また1915年（大正4）には、恒常的な回線として、北海道の落石無線電信局とカムチャツカ半島のペトロパブロフスク無線局との間を結ぶ日本で最初の国際無線電信回線が中波により完成し、無線電報の取り扱いが開始された。この無線電報は、カムチャツカ沿岸や沿海州海域に出漁する日本の漁業関係者への通信に利用された。これらの両局はともに海岸局として開設され、それを流用して固定通信を行ったものであった。

1910年代に入り、波長の長い電波の方が遠方まで伝わるのが次第に明らかになるにつれて、世界各国でさらに波長の長い長波を遠距離通信に使う傾向が強まり、そのための大電力無線電信局を次々と建設し始めていた。1914年には米国のサンフランシスコとハワイに大電力無線電信局が建設された。日本でも1915年（大正4）に、海軍が千葉県

落石無線局内の通信機器



船橋に長波大電力無線電信所を完成させた。翌1916年（大正5）通信省は船橋海軍無線電信所の施設を共用することにより、日本とハワイの間で正式に公衆電報業務を開始した。ハワイとサンフランシスコはすでに長波で結ばれていたため、日米間の国際無線電報はハワイ中継で交換可能となった。料金は、海底線を経由する場合の七割程度とされた。業務の開始当日には、ハワイからの第1信としてウィルソン米国大統領の天皇陛下あての祝電が入電し、次いで天皇陛下の答電が返された。

当時、日本とハワイとの通信可能時間は一日9時間であり、船橋無線電報局は、海軍と通信省が設備を共用していたので、互いに通信時間を分け合って運用された。また、送受信を同一場所で行う単信方式のため、送信中は受信ができず、受信中は送信ができなかった。このような状況に対処するため、通信省は、送信所と受信所を分離した公衆

関東大震災

1923年（大正12）9月1日午前11時58分、相模湾付近を震源としたマグニチュード7.9の大地震により、東京・横浜を中心に家屋の倒壊とともに火災が発生し、鉄道や電信電話等のあらゆる交通通信網が途絶、被災地は陸の孤島と化した。このような惨状の中で、無線電信が大活躍した。

横浜港に碇泊していた何隻かの商船が、陸上の被害が著しく通信が途絶した様子を見て、被害の状況を船舶無線局から次々と打電した。これらを受信した銚子無線局では、さらに潮岬無線局等に中継伝送し、震災情報はようやく日本の各地に広まっていった。

国際電信の被害も例外ではなかった。東京から小笠原を経由してサンフランシスコに至る日米海底線は、東京湾内で切断されてしまった。長崎からの海底線に異常はなかったが、長崎まで震災のニュースはすぐには伝わらなかった。

対米無線電信局として開局した磐城無線局は、相当強い揺れを感じると共に、東京および横浜との間の陸線がどちらも不通になったので、富岡受信所で急遽国内通信波を受信できる受信機を作製し、国内無線通信の傍受を行った。その時、横浜港内の「これや丸」からの通報を受信した銚子無線局が他の局に向けて発信している電報を捕らえた。事態の深刻さを知った磐城無線局の米村局長は、横浜には多数の外国人がいるため外国へも知らせる必要があると判断し、同日午後11時に、次のような電報を発

信し、その後も9月7日まで被害状況を打電した。

“ Conflagraion subsequent to severe earthquake at Yokohama at noon today. Whole city practically a blaze with numerous casualties. All traffic stopped. ”
(本日正午横浜において大地震に引き続き大火災発生。全市炎に包まれ犠牲者数知れず。全交通機関途絶。)

この電報は、ホノルル宛てであったが、サンフランシスコで折よく直接受信された。それがアメリカの新聞に掲載された日本の大震災の第一信となり、さらに米国から欧州へ報ぜられ、世界各国の同情と救援が日本に寄せられることになった。

9月5日付のニューヨーク・タイムズ紙の社説は、こうした米村局長の行為を、古代ギリシャ時代にマラソンの戦いの勝利をアテナイまで走り通して伝えた勇士フィリピデスの故事を引いて、賞賛した。また、マルコーニの科学の力によって、地球上のすべての人に事件を伝えるだけでなく、即時に返事もきくことが可能となったことを挙げて、無線電信の威力を評価した。

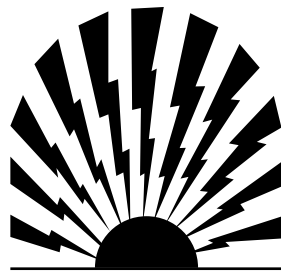
これらの電報は、磐城無線局の原ノ町送信所から発信された。同送信所のアンテナ柱は高さ200mで、当時は鉄材が不足していたので、鉄筋コンクリート製であった。このアンテナ柱は、磐城無線局の閉局後、いわき市に払い下げられ、無線草創期のモニュメントとして保存され、よく当時の状況を伝えていたが、老朽化して危険となったので、1981年（昭和57）約5億円をかけて解体された。



『日本の 国際無線通信 事始め』

通信専用の大無線電信局の建設に着手した。まず、1920年（大正9）に福島県富岡に富岡受信所が、翌1921年（大正10）には同県原町に原ノ町送信所が完成し、磐城無線電信局（富岡受信所と原ノ町送信所の総称）が開局した。同局は、富岡受信所が遠隔操作で原ノ町送信所を制御する完全二重方式の無線局であり、取扱地域も米国のほか、カナダ、中南米全土にも及んだ。1923年（大正12）の関東大震災では、同局からの外国へ向けての迅速適切な通報により、災害時における無線電信の威力を内外に示した。

4 . 日本無線電信株式会社



第一次世界大戦（1914～1918）後、政治的、経済的に一大飛躍を遂げた日本は、国際電信の通信量も国勢の伸張に比例して増加していったが、通信施設がこれに伴わず、日米間の電報が十数日かかるような場合もあった。

日本の国際電信回線は、1871年（明治4）、デンマークの大北電信会社（The Great Northern Telegraphic Co.）が、日本政府の免許を得て、長崎—上海間および長崎—ウラジオストック間にそれぞれ1条を敷設した

ことに始まる。これらの海底電信線は、1883年（明治16）に1条ずつ増設され、それぞれ2条となった。その後、1903年（明治36）米国の商業太平洋海底電線会社（Commercial Pacific Cable Co.）^{注2}は、サンフランシスコからハワイとグアムを経由してマニラに至る海底電信線を敷設した。同社は、この電信線にグアム—小笠原間を付加し、さらに日本政府が敷設した東京—小笠原間の電信線を接続することにより、日米海底線が1906年（明治39）に開通した。また、1915年（大正4）には、日本政府は自ら長崎—上海間に海底電信線を敷設した^{注3}。この他に、日露戦争時に軍用電信線として日本政府により敷設された^{注4}中国東北部、朝鮮半島およびロシアとの間の数ルート

（注2）

同社の株式の75%は、大北電信系の株主が所有していたので、日米海底線の開通によっても、日本の国際通信の大北電信会社への依存体質に変化はなかった。同社の株主構成は、日本には秘密にされていた。

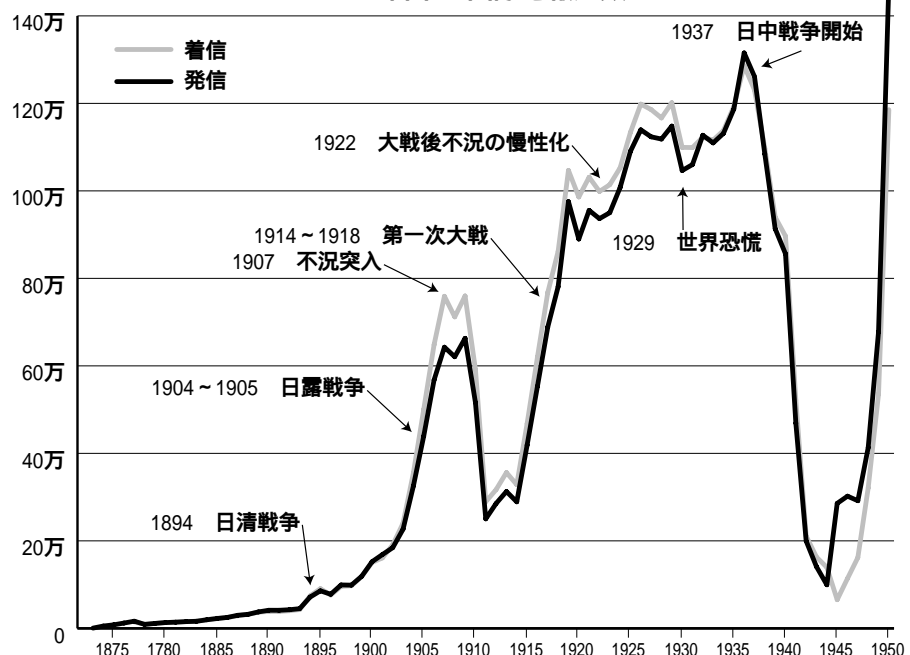
（注3）

本海底線は、大北電信会社の国際海底線の独占権が1912年（大正1）に終了することに伴い、新たに同社との間に締結した新協定に基づき、日本政府が敷設したものである。新協定には、日中間通信において、日本が得る収入の64.6%を同社に支払うという条項があり、大北電信会社の独占権の回収は、本協定によっても何ら改善されなかった。

（注4）

当時日本政府は、英国で建造した沖繩丸のほか、3隻のケーブル敷設船を所有し、これらの海底電信線を日本人の手により敷設した。

日本の国際電報通数



KDD RESEARCH

が、日露戦争終結後に一般公衆用に使用された。また、上述のように1916年（大正5）からは長波による対米無線通信業務が開始されたが、国際電信の大部分は大北電信会社の運営する電信線に依存するという状況に、根本的な変化はなかった。その結果、日本が大北電信会社および米国側に支払う電報料金は、相当巨額に達した。ことに、国際貿易が増大するに伴って電報通数も増加し、電報料金の支払額もまた増加の一途をたどっていった。この支払額が日本の対外支払に占める割合も漸次増大するばかりであり、支払額の削減が大きな課題となってきた。

このような状況を打開しようと、1919年（大正8）になって、新会社を設立し日米間に海底電信線を敷設する計画が検討されたが、日本法人を含め外国法人には米国での海底電信線の陸揚げが認められなかったため、計画は頓挫してしまった。しかし、その頃には無線技術が急速に進歩しており、順調に進んでも3年余りを要する海底線の建設に比べて建設期間が短い無線電信に関心が集まってきた。

一方、無線通信については、通信に適した波長の割当が世界的な問題となっていた。当時、国際無線通信に使用できる波長は、8,000m～30,000mの長波で、この範囲内で混信しないで使用できる波長の数は、134個であり、しかも長距離通信に最も能率の良いのは10,000m～20,000mで、この範囲では69個であった。その上、この69個の内46個は既に使用されており、早く大電力無線局を建設した国から残りの23個を使用していくというような争奪戦の様相を呈していた。この波長獲得競争で優位に立つためには、日本も早急に大電力無線局を建設する必要があった。

しかし、日本の国家財政は年とともに窮乏し、大電力無線局建設の予算を編成することは困難な状況であった。そのため、巨額の資金を要する国際無線通信施設の建設および保守に、民間資金を利用しようという案が、澁澤榮一などから提唱された。日本政府も、国際通信の自主権を確立するとともに、波長の獲得を図るという緊急事態に対処するには、民間資金で特殊会社を設立して設備を整えて、これを政府が運用することが適切と判断し、日本無線電信株式会社の創立を決定した。^(注5)1925年（大正14）には、日本無線電信株式会社法が成立した。^(注6)

こうして、1925年（大正14）秋に日本無線電信株式会社が設立された。資本金は2,000万円で、そのうち政府の現物出資（磐城無線局および無線局設置のための購入済みの土地）は230万円であった。会社の目的は、外国無線電報用の無線電信設備とその付属設備の建設、維持、改良を行い、これらの設備を政府の用に供することであった。電報の受付配達および機械による送受信などの通信業務自体は政府が行うものとされた。同社は通信会社ではなく、設備提供会社と位置づけられ、疎通電報量に応じた設備使用料を政府から得て収入としていた。なお、株主の資格は、政府、公共団体、日本人および議決権の過半数が外国人または外国法人に属しない法人に限られた。

創立以降、同社は、無線局間の連絡陸線の敷設を含め、無線電信設備の拡充に務めた。1938年（昭和13）には、国際無線回線は23対地に及んだ。

また、同社創立後間もなく1920年代後半には、短波の技術が発達してきた。対米通信も短波のみで良好な二重通信が可能となったことがわかったため、第二対米無線局として建設が計画されていた小山送信所（栃木県）は、最初から全面的に短波局として建設され、1931年（昭和6）から業務を開始した。さらに同年、対南洋極東用の短波無線設備も完成した。これにより、長波を利用していた富岡送信所は1932年（昭和7）に、原ノ町送信所は翌1933年に閉所された。無線技術における長波から短波への変遷をよく物語っている。同社は、長波専用から長短波併用さらに短波専用という激しい技術革新によく対処した。創業時代の長波による通信速度が最高250字/分、東京～ニューヨー

（注5）

1900年（明治33）に公布された電信法第1条に、「電信及び電話ハ政府之ヲ管掌ス」という規定があり、同社と政府専掌との関係が論点となった。この点については、通信専掌権はトラフィックが問題であり、設備は民間のものでも通信自体さえ政府が保留するならば、電信法に抵触しない、と解釈されて、解決した。

（注6）

磐城無線局等の政府所有の設備を、同社に現物出資するためには、特別法が必要とされた。



KDD RESEARCH

September 1995 11

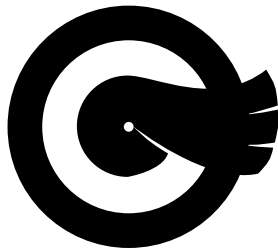
『日本の 国際無線通信 事始め』

ク間の所要時間が3時間半であったものが、10年後の短波時代では、それぞれ、1,500字/分、20数分と大幅に改善された。

短波は、長波に比べて無線局の建設費が安く使用電力も少ないので、短波の実用化により通信事業経営への負担は大幅に軽減された。また、長距離通信に有効な波長の数も長波より多いため、世界各国による波長の争奪競争も収まった。

無線電信の普及を、対米電報における有線と無線の通数の比率で見ると、対米無線電報業務が開始された当初の1917年（大正6）には、有線92%、無線8%であり、磐城無線局が開局した1921年（大正10）においても、有線65%、無線35%であったが、短波が開始された1931年（昭和6）には、有線35%、無線65%となり、10年前の比率と逆転して無線が有線を上回った。また、1938年（昭和13）における国際電報の総取り扱い通数に占める無線利用の割合は、53%に達した。

5 . 国際電話株式会社



マルコーニは、無線電信機を発明し無線電信の事業化に成功したが、無線による音声の伝送には当初関心を示さなかった。とはいえ、1876年（明治9）米国のベル（Alexander Graham Bell）による電話の発明で、有線通信が符号の伝送から音声の伝送に進んだように、無線電信の実用化が無線電話の開発に向かうのは自然の成り行きであった。ヨーロッパのように多くの国家が陸地で国境を接している所では、有線の電話に

より国際電話を提供することが可能である。しかし、大洋を隔てた国と国との国際電話は、当時の海底線の技術では不可能に近く、仮に特殊の海底線を敷設できたとしても、極めて不経済で事業としては採算がとれなかった。そのため、海洋を横断する国際電話を提供するためには、無線電話を開発する必要があった。ところが、無線による音声の伝送にはひとつの問題があった。それは、初期の無線電信機がパルス状の電波を発射する火花式であったため、音声のような連続的な信号の伝送には適さなかったからである。無線電話を可能にするには、持続式電波の発生技術が不可欠であった。それを解決したのは、1903年にデンマークのプーlsen（Poulsen）が発明した電弧式発振器であった。さらに、1906年に米国のド・フォレスト（Lee De Forest）が三極真空管を発明したことにより、無線電話の開発が進展した。それでも、無線電話の商用化にはまだ20年以上の歳月を要した。1914年（大正3）、マルコーニは真空管式無線電話を用いて50km間の通話実験を行った。ついで翌1915年（大正4）、米国のAT&T社は、25Wの真空管300個を並列に接続し、ニューヨークとサンフランシスコとの間およびニューヨークとパリとの間で長距離無線電話に成功した。

1927年（昭和2）に入って、米国と英国との間で初めて国際無線電話の提供が開始された。通話区域は、開始当初はニューヨーク市内とロンドン市内の加入電話のみであったが、その後、米英の諸都市に加え、米国側では陸線によりカナダおよびメキシコの電話網と接続され、英国側ではドーヴァー海峡の海底線を経由してヨーロッパ大陸の諸国と接続された。

日本でも、1928年（昭和3）には、民間から国際電話事業創設の議が起こったが、当



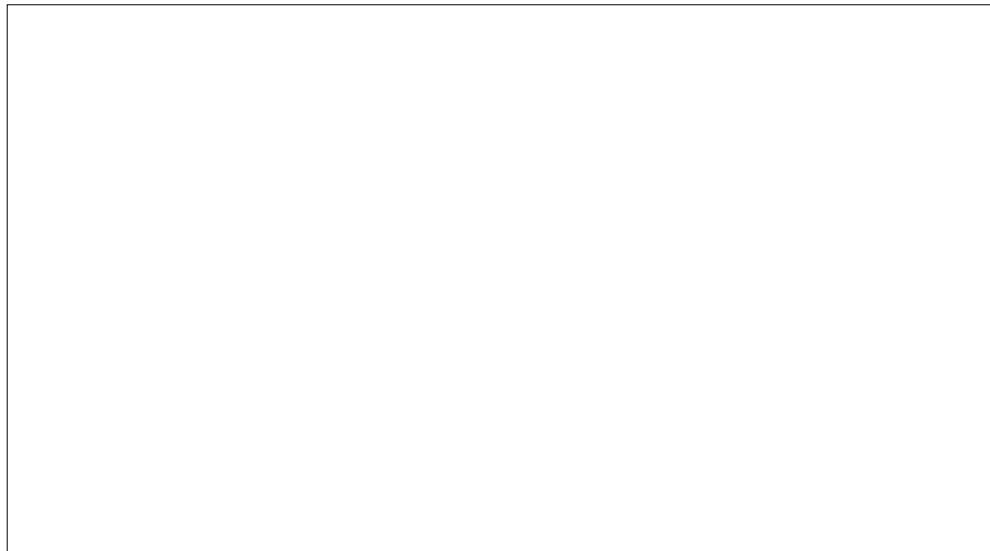
時は極度に景気が悪かったこと、資金調達が悲観的な状況であったことなどから計画は進捗しなかった。また、需要も多くは見込めないとの判断が強く、採算の見通しがつかなかったため、日本無線電信会社も国際無線電話事業の開始には消極的であった。草創当時の無線電話は長波によるものだったので、大電力送信所等が必要であり経済的にも低廉なものではなかった。設備費用の少ない短波の実用化とともに、日本の国際無線電話も開始される運びとなった。

創設の議からおよそ5年が経過した、1932年（昭和7）12月、国際電話株式会社が、資本金1,000千万円で設立された。会社の目的は、国際通話、対船舶通話および放送無線電話^(注7)の中継などのための無線電話設備とその付属設備を建設し、これらの設備を政府の用に供することであった。無線電話の交換および中継などの国際電話の運用業務自体は、政府が行うものとされた。同社は、疎通された通話量に応じた設備使用料を政府から得て収入とした。この構造は、日本無線電信株式会社と同様のものであった。^(注8)国際電話株式会社の株式の募集に当たっては、予想を遙かに超えて57倍もの応募があった。政府の補助金をあてにしていないことがかえって有望視され、好感が持たれたためと言われている。

同社の国際電話設備としては、名崎送信所（茨城県）および小室受信所（埼玉県）が建設された。1934年（昭和9）9月、フィリピンのマニラとの間で日本初の国際電話が開始、同年12月にはサンフランシスコとの間で取り扱いが開始された。以降、取り扱い対地は順調に拡張され、1937年（昭和12）には、ほぼ全世界の主要地域が含まれ、日本の約80万の電話加入者は、世界各国の約3,000万の電話加入者との間で国際通話が可能となった。通話の利用目的は、政治、経済、新聞通信、社交などと広い分野にわたり、中でも商用での利用が多く、全通話量の70%を占めた時期もあった。

無線電信が陸上と船舶との間の通信から普及していったことと対照的に、国際無線電話は陸地間の通話から導入された。海洋航海中の船舶と陸上との国際通話は、1929年（昭和4）に米国のAT&T社が大西洋上を航海中の英国行船舶と米国との間で業務を開始したのが最初である。日本では、1936年（昭和11）に、秩父丸が初めて短波無線電話装置を設置し、航海中に、日本、フィリピン、米国およびハワイとの間で無線通話を開始した。

1934年（昭和9年）日本初の国際電話、東京・マニラ間に開通。



（注7）

日本放送協会（NHK）との協定に基づき、ラジオ番組を電話送信機で放送するもので、1938年（昭和10）から海外定時放送が開始された。海外放送に対しては、NHKから設備使用料が支払われた。

（注8）

国際電話株式会社の設立には、日本無線株式会社の場合と同様に特別法が必要であるとの議論もあったが、政府の現物出資がないこと、また放送事業の例もあるということから、無線電信法第2条によることで許可された。

【無線電信法第2条】 左に掲ぐる無線電信又は無線電話は命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受け之を私設することを得

1～5 （略）

6 前各号の外主務大臣に於いて必要ありと認めたるもの



KDD RESEARCH

『日本の 国際無線通信 事始め』

前畑がんばれ！

1936年（昭和11）8月、第11回国際オリンピック大会がベルリンで開催された。各競技での日本選手の活躍は、ベルリンから実況中継されて日本全国にラジオで放送され、日本国民に深い感動を与えた。この実況中継は、オリンピックの開催期間中17回行われ、日本での放送時間は朝6時半から7時までの30分間と夜11時から12時までの1時間となるので、日本中の聴取者が睡眠不足になったという。期間中の中継状態が極めて良好であったことも幸いした。

ドイツは、ベルリンでの「民族の祭典」を世界に宣伝するため、放送体制を整備強化し、オリンピック特別放送用に、ヨーロッパ向け有線中継20回線、海外向け無線中継10回線の計30の中継回線を設定した。ベルリンからの実況中継はこの無線回線を経由して、国際電話株式会社の小室受信所で受信され、全国に放送された。

このベルリン・オリンピック中継の中で、現在まで語り継がれているものは、女子200メートル平泳ぎ決勝である。この決勝では、日本の前畑秀子選手とドイツのゲネンゲル選手が息詰まるような接戦を展開し、観衆の応援とともに実況中継された、感動的な「前畑がんばれ」の放送を生んだ。

「……他の選手は大分遅れました、ゲネンゲルと前畑の二人だけの競争でございま

優勝した前畑選手（ベルリンから無線で伝送された写真）

す……ただ今ターンしました、一と掻き僅かにリード、前畑がんばれ！前畑がんばれ！がんばれ！がんばれ！……ほんの僅か、ほんの僅かにリード……前畑リード、前畑リード……3メートル、2メートル、あっ、前畑リード、勝った！勝った！……前畑優勝、前畑日章旗を揚げました……」

海外放送の真価が遺憾なく発揮された、臨場感あふれる歴史的放送と言えよう。

前畑選手の快挙は、写真によっても直ちに日本に伝えられた。無線による写真伝送で小室受信所に送られ、翌日には新聞紙面に掲載された。

ベルリン・オリンピックは、世界の人々に無線を利用した新しいメディアが切り拓く新時代の幕開きを予感させた。

無線通信を中心にした電気通信発達の年表

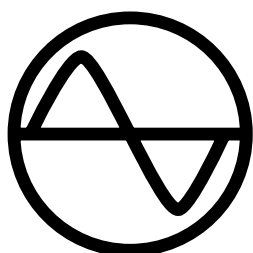
1837	天保8	モールス（米）電信機とモールス符号を発明
1854	嘉永7	ペリー（米）モールス電信機を幕府に献上
1871	明治	大北電信会社、長崎～ウラジオストック、長崎～上海間に海底電信線を敷設
1895	明治28	マルコーニ（伊）無線通信の実験に成功
1905	明治38	日本海海戦「敵艦見ゆ」
1906	明治39	日米間の太平洋横断海底電信線開通
1908	明治41	太平洋上の船舶と日本との間で公衆無線電信開始（銚子無線局開局）
1912	大正1	タイタニック号、北大西洋で沈没
1915	大正4	日本政府、長崎～上海間に海底電信線を敷設 無線電信法制定 日本の対外無線電信業務開始 [落石（北海道）～ペトロパロフスク（ロシア）]



また、1936年（昭和11）には、写真伝送も開始された。写真伝送はまず、同年8月のベルリン・オリンピック開催時に、日本とドイツとの間で試験的に行われ、良好な結果を得た。その後、同年12月の英国王戴冠式にあわせて、日英間で業務として開始された。

国際無線電話株式会社は、期とともに業績を向上させ、1935年（昭和10）上期からは配当を行うにいたった。

6 . 国際電気通信株式会社



上述のように、日本無線電信株式会社および国際電話株式会社は、創立後、年々事業を発展させていったが、1936年（昭和11）に入って、両社の合併案が立案された。

国際情勢の急激な変化に対処するためには、対外通信施設を急速かつ全面的に拡充しなければならないが、国際電話株式会社は施設拡張の必要性が大きいにもかかわらず、自力で拡張する経済的余裕はなかった。

一方、日本無線電信株式会社は、現在、施設を着々と拡張しているが、まだ多額の余剰金を計上している。そこで、両社を合併して、会社の財政基盤を強固にするとともに、国際電信と国際電話を一体として運営し経営の合理化を図ろうというのが、合併の理由であった。

1937年（昭和12）に、日本無線電信株式会社法が国際電気通信株式会社法と改定され、翌1938年（昭和13）両社は合併し、国際電気通信株式会社が資本金3,000万円で設立された。同社の目的は、合併以前と同様に、対外無線電信電話の設備を建設保守して政府の用に供することとされ、実際の運用は政府が行った。同社の創立と前後して、既存の送受信所の増強のほか、技術研究所、送受信機の製造工場、通信技術要員の講習所などの大規模な事業の拡張整備が実施された。

1916	大正5	長波による対米無線通信業務開始 [船橋（日本）～カフク（ハワイ・オアフ島）～サンフランシスコ・（米国）]
1921	大正10	磐城無線電信局開局、長波通信が本格化
1923	大正12	関東大震災
1925	大正14	日本無線電信株式会社創立
1930	昭和5	短波専用の小山送信所を開設
1932	昭和17	国際電話株式会社創立
1934	昭和9	日本とマニラの間で国際無線電話業務開始
1935	昭和10	海外定時放送開始
1936	昭和11	ベルリン・オリンピック開催
1938	昭和13	国際電気通信株式会社創立
1945	昭和20	ポツダム宣言受諾
1947	昭和22	国際電気通信株式会社、GHQ指令により解散、同社の施設・業務・職員は逓信省に移管
1953	昭和28	国際電信電話株式会社創立



『日本の 国際無線通信 事始め』

さらに、1939年（昭和14）には、国際電気通信株式会社法が改正され、同社は有線通信路の建設保守も業務に取り込むこととなった。これは、当時開発された無装荷ケーブルの建設資金を、政府予算では捻出できないので、民間資本を活用するには同社が担当するのが適当と判断されたためであった。

なお、1940年（昭和15）に、種々の経緯を経て、日本政府は大北電信会社の海底線陸揚げとその運用についての権利を回収した。ここに、日本の対外通信自主権が、1870年（明治3）以来70年目でようやく確立された。その背景には、日本の対外無線通信網が拡充整備され、海底線への依存度が低下してきたことがあった。1944年には、対外電報通数に占める無線利用の割合は、発信90%、着信80%までに達していた。

国際電気通信株式会社が設立された頃の日本は、満州事変、日華事変、太平洋戦争へと、戦時体制が強化されていった時期であった。それにつれて、同社も戦地における通信設備の建設保守にも関わるようになっていった。

7. おわりに

1945年（昭和20）第二次世界大戦の終戦時には、日本の国際通信はほとんど壊滅に近い状態であった。1947年（昭和22）には、国際電気通信株式会社は、連合軍総司令部（GHQ）の指令により解散を命ぜられ、同社の施設、業務、職員は通信省に移管された。その後、1953年（昭和28）従来政府が運営してきた国際電信電話サービスを急速に復興、発展させるため、国際電気通信事業を運営する民営会社として、国際電信電話株式会社（KDD）が設立された。

やがて、戦後の復興期を迎え、短波無線は第二の全盛期に入ったが、その後海底同軸ケーブルや通信衛星による広帯域通信の発展により、主役の座から降りることとなった。

しかし、100年前にマルコーニが夢見た、有線に縛られない通信という斬新性は、「いつでも・どこでも・だれとでも」という理想となって現在も追い求められている。

【参考文献】

- * 『日本無線史』第4、5、10巻（電波監理委員会、1951年）
- * 『続日本無線史』第1部（続日本無線史刊行会、1972年）
- * 『国際電気通信株式会社史』（同社社史編纂委員会、1949年）
- * 『日本放送史』（日本放送協会、1951年）
- * 『てれこむノ夜明ケ 黎明期の本邦電気通信史』（若井登・高橋雄造編著、(財)電気通信振興会、1994年）
- * 『電波ってなあに』第2版（若井登編著、(財)電気通信振興会、1991年）
- * 大野貫二『わが国対外無線通信の黎明期』（国際電信電話株式会社、1976年）
- * 石井寛治『情報・通信の社会史 近代日本の情報化と市場化』（有斐閣、1994年）
- * 吉見俊哉『「声」の資本主義 電話・ラジオ・蓄音機の社会史』（講談社選書メチエ、1995年）
- * 伊藤英一・伊藤由紀夫『帝国の逆襲 通信ビジネスとグローバリゼーション』（『KDD 総研R&A』92年7月号、9月号）
- * 若井登『電波史発掘』（『情報通信ジャーナル』94年11月号～95年3月号）

【写真提供】

- * KDD 広報室



第二部

各国のテレコム情報



アメリカ

18p ~ 27p



アジア

28p ~ 35p



ヨーロッパ

36p ~ 47p



米国

通信改革法案、下院本会議を通過

大統領が拒否権発動をちらつかせるも、305対117の大差で可決。RHCsの長距離参入に関する条件を緩和する修正が施され、IXCsは猛反発。

米下院本会議は8月4日、「1995年通信法案（通称プライリー法案：H.R.1555）」を305対117の大差により可決した。5月26日の下院商業委員会通過後、商業委員会のプライリー委員長（共和党、ヴァージニア州選出）が中心となって42項目からなる大幅な修正案がまとめられていた。この動きに対しIXCsは、RHCsの長距離参入に対する条件を緩和するものとして反発していたが、この修正案も256対149の賛成多数により可決された。その他可決されたものとともに、今回施された修正の概要を以下にまとめる。

1. RHCsによる長距離通信市場参入

- ・地域電話ネットワークの開放のためのFCCによる規則制定期間を法案制定後15か月から6か月に短縮
- ・RHCsのサービス提供地域で、住宅顧客及びビジネス顧客の双方に地域電話サービスを提供する設備ベースの競争事業者が最低1社存在することが義務づけられていたが、これを設備ベース若しくは主に（predominantly）自社設備と一部再販による組み合わせによりサービスを提供する競争事業者の存在に改める
- ・RHCsは全ての要件を満たした後^{（注1）}、法案制定後18か月を経てはじめてLATA間通信サービスの提供をFCCに申請することが可能とされていたが、これを6か月に短縮
- ・RHCsには法案制定後3年間、分離された子会社によるLATA間通信サービス提供、通信機器製造を義務づけていたが、これを認可取得後18か月間に変更

2. 司法省の役割

本法案と別に、RHCsによるLATA間通信サービス、通信機器製造に際してFCCに加え司法省の認可取得を必要とする「1995年反トラスト同意判決改革法案（通称ハイド法案：H.R.1528）」が下院司法委員会を通過していたが、一本化調整を経て、司法省の役割は、FCCから諮問（consult）を受けるのみとする^{（注2）}

（注1）

RHCsには、事前に地域電話ネットワークを開放し、競争事業者との相互接続、アンバンドル・ベースでのネットワーク要素の提供、ナンバー・ポータビリティの実施、ダイヤル手順の公平性の確保、電柱共架、管路、管路使用权など競争事業者のインフラ構築に欠かせない設備の提供が義務づけられている。各RHCsは、これらを競争事業者に提供する場合の一般的な条件を記した声明書（statement）を、法律制定後18ヶ月以内に各州の公益事業委員会に提出し、これが法律に定める内容に準拠しているとの確認を取得しなければならない。

（注2）

司法省は、RHCsが自身の市場支配力により、これから参入する市場の競争を妨げる危険な可能性があるかを判断する。



KDD RESEARCH

3.放送局取得制限

1 放送事業者の取得できる地上波放送局の制限を、法律制定直後に全米の視聴者の35%、1年後に50%まで拡大を認めていたが、これを最大35%に改める

4.外資規制

コモンキャリアの無線局免許に対する外資規制(通信法310条(b)項)は、米国の国家安全保障政策、通商政策等に適合すると大統領が判断するか、若しくは公共の利益に適用とFCCが判断する場合、適用しない。FCCの公共の利益の判断にあたっては、実効的な競争機会が米国企業等に与えられているか否かの相互主義に基づく判断を最優先するとされていたが、これに大統領の判断が下されていない場合という条件を付与する

5.その他(追加条項)

- ・FCCがインターネットを規制することを禁じる
- ・新たに生産するTV受像機に、暴力や性描写を含む映像番組の受信を差し止める装置(V-Chip)の搭載を義務づける

米下院は同日(8月4日)を以て約1か月間休会となり、両院協議会における、上院本会議を通過した"1995年電気通信競争及び規制緩和法案(通称プレスラー法案:S.652)"との一本化調整は、9月以降に行われる。

<出典>KDDワシントン事務所(7.31) Telecommunications Report(8.7)他

COMMENT

RHCsの長距離市場参入に対して地域市場における設備ベースの競争事業者の存在を義務づけていたことなどから、当初IXCsは上院より下院の法案を支持していた。しかし、ブライー委員長らによる修正案が明らかになるやIXCsは支持を撤回、広告活動、デモ行進等大掛かりな反対運動を展開した。

一方クリントン大統領は本法案について、1.メディアの集中を許していること、2.まだ十分な競争に直面していないCATVの規制緩和を進め過ぎていること、3.RHCsの長距離参入に対するセーフガードが十分でなく、認可手続きにおける司法省の役割が限定されていること、を主な理由に採決前、拒否権発動の可能性を表明していた。しかし予想以上の大差による可決のため、今後大統領府は、法案の一本化調整を行う両院協議会への働き掛けを強めるものと思われる^(注3)。その調整作業において争点となる、上院を通過したプレスラー法案(S.652)と本法案との主な相違点を以下にまとめる。(園山 佐和子)

《上院通過法案(S.652)と下院通過法案(H.R.1555)の主な相違点》

1.RHCsの長距離市場参入に対する条件

下院 住宅顧客及びビジネス顧客の双方に地域電話サービスを提供する設備ベース若しくは主に自社設備と一部再販による組み合わせによりサービスを提供する競争事業者の存在が求められる。

上院(競争事業者と)相互接続協定を結んでいることが求められる*。

(注3)

大統領が拒否権を発動した場合、法案は上下両院で再議(reconsider)されるが、そこで3分の2以上の賛成が得られると、法案は大統領の反対にも拘わらず連邦法となる。なお、先日上院を通過したプレスラー法案は、81対18の圧倒的多数で可決されている

*競争事業者の存在が義務づけられているものの、その事業者のサービス提供形態は、有線/無線、設備ベース/再販ベースを問わないものと解される。



AMERICAS

2. RHCsに対する、分離された子会社による長距離サービスの提供、通信機器製造の義務付け

下院 認可取得後18か月間で終了

上院 期限に関する記述なし

3. RHCsの長距離、機器製造参入にあたっての司法省の役割

上下両院とも諮問的な役割(consultive role)のみを与えているが、その判断基準は、

下院 RHCsが自身の市場支配力により、参入する市場の競争を妨げる危険な可能性があるか否か

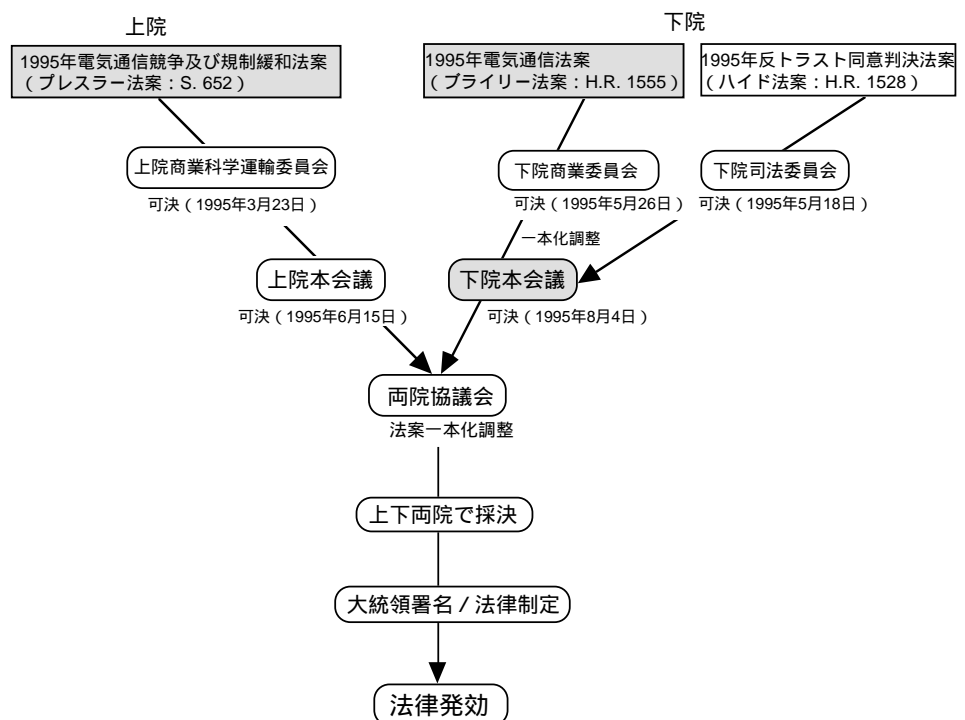
上院 適切な基準(any appropriate standard)

4. 相互主義に基づく外資規制の撤廃

下院 通信法310条(b)項に定める無線局免許に関わる外資規制は、米国の国家安全保障政策、通商政策等に適合すると大統領が判断するか、若しくは公共の利益に適合するとFCCが判断する場合、コモンキャリアには適用しない。FCCの公共の利益の判断にあたっては、大統領の判断が下されていない場合、実効的な競争機会が米国企業等に与えられているかの判断を最優先する。

上院 米国と同等の市場機会を与えているとFCCが決定した国に関しては、FCCの決定後15日以内に大統領が異議を唱えない限り、通信法310条(b)項に定める外資規制を適用しない。

今後の手続き



司法省、スプリント/FT/DT資本提携に関する同意判決案を提出

仏独市場の自由化の進展に応じてフェーズⅠ、Ⅲに分け、それぞれ条件を付けた上で資本提携を認める。フェーズⅡにおける条件はBT/MCIとほぼ同様。

司法省は7月13日、スプリント及びスプリントがFT、DTと新たに設立するJV(以下新JV)に対する反トラスト訴訟を起こし、同時にこの訴訟取り下げの和解内容を定めた同意判決案(proposed consent decree)をワシントン連邦地裁に提出した^(注4)。この同意判決案は、仏独市場の自由化進展度に応じてフェーズⅠ、Ⅲに分け^(注5)、FT、DTが自国で保有する市場支配力を利用してスプリントを優遇することを防ぐため、以下を骨子とする条件を付けたうえでスプリント/FT/DTの資本提携を認めるものである。有効期限は、仏独両国がフェーズⅡに入ってから5年間とされている。

(フェーズⅠ、Ⅱを通しての)制限及び義務

1. 情報の開示(非差別的な取り扱い、国際計算料金政策)

FTのフランス国内、米仏間サービス、若しくはDTのドイツ国内、米独間サービスを利用して、スプリント、新JVが米国で通信サービス若しくは高度サービスを提供する場合、スプリント、新JVは以下の情報を米国で公開しなければならない。

- (i) FTが新JVに提供する仏国内、米仏間サービス、DTが新JVに提供する独国内、米独間サービスの、料金割引を含む提供条件。
- (ii) FT、DTとスプリントが通常の業務協定ベースで国際交換、高度サービスを提供する場合の国際計算料金等の条件。また他の米国キャリアがリターントラフィックの検証が出来ない場合、計算料金カテゴリーごとのスプリントの対FT、DT 発着トラフィック分数。
- (iii) 新JVがFT、DTから提供されたサービスの種類、オーダーから提供されるまでの平均期間、障害の回数、障害申告から復旧までの平均時間。
- (iv) スプリントとFT、DTがそれぞれ提供する米仏間、米独間専用線の、オーダーから提供までの平均期間、障害の回数、障害申告から復旧までの平均時間。また最繁時間帯における米仏間、米独間交換サービス、高度サービスについて、スプリントが利用可能な回線数、また非完了呼の割合。
- (v) スプリント、新JVの知りえた、(スプリント、新JVを含む各事業者のFT、DT網との相互接続条件に影響を与える)仏独国内でのFT、DTのネットワーク計画。
- (vi) スプリント、新JVの知りえた、FT、DTが米国側キャリアをスプリント若しくは新JVに指定することを条件に、それぞれの顧客に与える料金割引、優遇措置。

2. 機密情報へのアクセスの禁止

スプリント及び新JVは、FT、DTから、他の米国競合事業者に関する料金計画や機密情報を得てはならない。さらに、スプリントと新JVが入手を禁じられている情報へのアクセスが可能な者、若しくは情報を受け取った者を雇用してはならない。

3. 仏独市場における競争事業者の参入可能性

FT、DT、スプリント、新JVの関連会社でない米国キャリアにも事実上提供が可能でない限り、スプリント、新JVは、FT、DTが米仏間、米独間で通信サービス若しくは高度サービスを提供するための設備を供給してはならない。

(注4)

司法省は今後60日間関係者のコメントを受け付けた後、連邦地裁に対し本同意判決案が公共の利益に合致するか否かの判断を仰がなければならない。

(注5)

それぞれの定義は以下のとおり。

フェーズⅠ...本同意判決案が手続きを経て連邦地裁に登録(enter)された直後から、フェーズⅡに定める条件が満たされるまで。

フェーズⅡ...フランス、ドイツ両政府が以下の条件を満たした以降の時期。

(1) FT、DT及びその子会社、関連会社以外の事業者に対し、以下に関する全ての法的禁止措置を取り除くこと。

(i) 国内及び国際通信設備の建設、所有、支配、その設備を利用した通信サービス若しくは高度サービスの提供

(ii) 国内及び国際公衆交換音声サービスの提供

(2) FT、DT、スプリント、新JV、これらの子会社、関連会社以外の事業者は、以下のサービスに関し、以下は必要な認可を与えること。

(i)(a) フランス、ドイツの人口の半分以上が居住する地域をカバーする国内通信設備の建設、所有、支配

(b) 仏独米間で設備ベースの(既存の事業者に対抗しうる)サービスの提供を可能にする国際通信設備の建設、所有、支配

(ii) 地理的若しくは提供するサービスの種類に制限のない国内長距離公衆交換音声サービス、及び米仏独間の国際音声サービスの提供

以上の条件は、仏独それぞれ別個に判断される。





AMERICAS

フェーズIにおける義務

1. FT/DTの独占する設備の取得/支配の禁止

新JV及びスプリントは、以下の取得、支配を行ってはならない。

- (i) FT、DTに法的独占が保証されている仏独国内の設備
- (ii) フランス若しくはドイツに終端する国際半回線

2. 非排他的提携

スプリント、新JVとFT、DTの全ての業務提携は、非排他的でなければならない。

3. 非差別的なサービス供給

スプリント及び新JVは、以下の事項について差別的な条件でFT、DTからサービスの提供を受けてはならない。

- (i) 料金
- (ii) 料金割引、若しくは料金以外の条件
- (iii) FT、DTのサービスの種類、質。また交換サービスに関しては最繁忙時間帯に利用可能な回線数、非完了呼数。
- (iv) FT/DTのPSTNとの相互接続条件
- (v) 通常の二国間サービスにおける業務協定、及び国際半回線の接続条件

また、米国側の事業者をスプリント、新JVにすることを条件に、FT、DTがそれぞれの顧客に割引等を行うことで便宜を得てはならない。

4. リターントラフィックの比例配分原則の遵守

FT、DTとの通常の二国間サービスにおいて、スプリントはリターントラフィックの比例配分に関するFCCの規則を遵守しなければならない。

5. 内部相互補助の禁止

新JV、スプリントがFT、DTから内部補填を受けないことを保証するために、以下の条件を満たさなければならない。

- (i) 仏独両国でフェーズIIに入るまで、新JVはFT、DTから分離した独立の組織であること。
- (ii) 新JV及びスプリントは、FT、DTから独立の会計を維持すること。

6. 新サービスに関する条件

スプリント以外に最低1社の米国キャリアがFT、DTと協定を結んでいるサービスでない限り、スプリントは、FT、DTとの協定による米仏、米独間の通信サービス、高度サービスを提供してはならない。またFT、DTが当該ルートで、米国キャリアとの協定締結を拒んだ場合、スプリントはビジネス上競争的な価格でゲートウェイサービスを提供しなければならない。

<出典>同意判決案(7.13) KDDリサーチ事務所(7.24)他

COMMENT

司法省は、独仏における自由化の進展度を鑑みて、二段階に分けて条件を付与した。うちフェーズIIで付与された条件は、BT/MCIの資本提携に対して司法省が課した条件と大筋で変わりがない。つまり司法省は、英国に比べて独仏ではやはり通信の自由化が遅れているとの判断を下したことになる。

今回の同意判決案を受けてスプリントは、現在ペンディングとなっているFCCの認可は実質上形式的な問題に過ぎないとのコメントを発表した。しかし、司法省の観点はあくまでも「FT及びDTが自国で保有する独占力を濫用して米国の競争環境を脅かすか否か」であり、FCCの「公共の利益」による判断の方がより広い角度から行われることに注意する必要



がある。実際スプリントのコメントを受けてFCCのハント委員長は、「司法省の結論をもって我々の判断を予測することはできない」と述べている。現在議会で審議中の通信改革法案、またFCCが制定手続きを進めている外資規制に関する新規則においては、今後外国キャリアの米国参入に際して、その本国での米国キャリアに対する実効的な市場アクセスを問わんとしており、FCCとしても本提携の検討にあたってこれを無視しえないものと思われる。従って認可を行った場合でも、実効的な市場アクセスの観点から、司法省より厳しい条件を課す可能性が高い。

(園山 佐和子)

JSATの日米間国際サービス開始に米国通信衛星事業者が異議

コロンビア、パンナムサット、オリオンは、日本の衛星市場の閉鎖性を理由に、JSAT衛星を使用する日米間回線に関する申請却下をFCCに要求。

日本衛星通信株式会社(以下JSAT)は、本年4月6日に国際通信サービスの提供に係る郵政省の認可を取得し、ハワイ発日本向けの片方向随時映像伝送サービスの提供準備を進めていたところであるが、米国の国際衛星通信事業者3社より、米国においてJSATを利用する国際衛星通信サービスは認めるべきではないとの要請がFCCに対して出された。具体的には、JSATのハワイ側の代理店であるVision Accomplished Inc.(以下Vision)^{注6)}が、可搬型地球局の無線局免許の変更(対向衛星にJCSAT-1/2を追加)を本年4月にFCCに申請したところ、Columbia Communications Corp.(以下コロンビア) PanAmSat Corp.(以下パンナムサット)及びOrion Network Systems Inc.(以下オリオン)が、FCCは、同申請を認可すべきではないとする請願書をFCCに提出したというもの。

3社の主張は、日本が国際衛星通信事業に関する規制の同等性を有しておらず、これが改善されるまでは認可を見合わせるべきというものだが、Visionから提出されたリプライコメントに比べ、具体的説明に欠けるものであった。

既にFCCはVisionに対し特別暫定認可(期限付き認可形態)を与えているが、正式な認可は保留されている。

以下に、3社の主な主張及びVisionの反論を記す。

1. 外国での直接のサービス提供

(米国3社) JSATは規制手続き無しに米国に直接アクセスできるが、米国系衛星事業者は日本政府が規定する手続きを踏む必要がある。

(Vision) JSATはVisionを介して米国にサービスを提供(間接提供)。一方、米国系衛星通信事業者は、規制手続き無しに日本の通信事業者を介してサービスを既に提供しており、日米の規制に大きな差はない。

2. 外資規制

(米国3社) 日本の外資系事業者に対する参入規制は米国より厳しい。

(Vision) 日本の電気通信事業法及び電波法では、公衆網と接続しない衛星通信サービスを提供する場合は、第一種電気通信事業許可及び無線局免許に係る外資規制を受けない。一方、米国通信法では、外国の衛星通信事業者による設備ベースでの

(注6)

固定局及び移動(可搬/車載)局設備を提供、ハワイ州全島では車載型地球局を提供している。1986年設立。本社カリフォルニア。(The World Satellite Directory 1995年版より)



KDD RESEARCH



AMERICAS

直接のサービス提供(直接参入)は、無線局免許に係る外資規制により実現できない場合がある。

3. 規制の同等性

(米国3社)日本の国際衛星通信事業に係る規制は米国のそれと比べて極めて煩雑で、規制の同等性の問題がある。

(Vision) FCCがこれまで提示してきた同等性とは、相手国の規制内容が米国のそれと同等であることではなく、相手国における米国外資事業者と同国の事業者と課される規制及びその結果としての市場機会が同等であることを指している。日本の衛星通信事業では、間接参入の場合(上記1.)及び直接参入の場合(上記2.)共に、同等性の基準を満たしている。

4. 日本における事業許可の前例

(米国3社)日本政府は外国の衛星通信事業者に第一種電気通信事業許可を与えた例が無い。

(Vision) 外国の衛星通信事業者から第一種電気通信事業許可申請が出された例はこれまでなく^(注7)、日本において外国の事業者に対する同事業許可が与えられていない理由に、日本政府の消極的な姿勢があるとは言えない。

5. 外資規制に関するFCCの規則制定案の進捗との整合について

(米国3社)現在FCCにおいて検討中である「外資系企業の市場参入及び規制」に係る規則制定案^(注8)と本件は関連しており、同案の結論を待つべき。

(Vision) 上記主張はFCCのこれまでの見解に反する。(個別案件は関連する規則制定案の結論を待つべきでないとする2つのFCC決定を引用している。)

<出典>ワシントン事務所(7.27)、Satellite News(6.26)、Telecommunications Reports(6.26)他

(注7)

Visionが上記のコメントをFCCに提出した後の本年8月1日に、シンガポールの衛星通信事業者のパシフィック・センチュリー・コーポレート・アクセス社が、外国衛星通信事業者として初の第一種電気通信事業許可を申請した。

(注8)

米国衛星通信サービス市場への外国事業者の参入において、相手国の衛星通信市場への米国系事業者の参入規制の同等性確認は条件とされていない。これを改めるべきとのコメントが、FCCが本年2月に公示した「外資系企業の市場参入及び規制」に係る規則制定案に対して出されている。

COMMENT

昨年初、郵政省は外国事業者の日本への直接参入と同時に自国事業者の海外進出を国際衛星通信分野において認める方針を固めた。この背景にはパナマサット/コロンビアからの強い要請及び国内通信衛星に対する需要の伸び悩みがあった。

今回のJSATの国際参入は、本年4月の宇宙通信株式会社(SCC)による台湾との間の国際映像伝送サービスの提供開始に続くものである。日本における国際映像伝送サービス市場は、同サービスの提供を検討しているIDCの参入や、外資系事業者等の今後の進出の可能性を考えると、競争が引き続き激化するものと予想される。

海外衛星通信事業者の日本への参入については、電気通信事業法及び電波法における法改正により実施され、パナマサット及びコロンビアはこの経緯及び内容のある程度理解しているものと考えられる。両社はこの過程にしびれを切らした感もあるが、日本市場の開放度を問題視する今回の両社の主張の背景としては、日米間の衛星通信市場の競争激化に対する懸念があると考えられる。また、JSATの衛星は寿命やフットプリントから日米間の衛星市場に対する脅威とはなり得ず、ハワイがコロンビアの本拠地(本社がある)であることが、今回の敏感な反応のもう一つの理由として挙げられよう。

Visionの反論は周到なものであり、あらかじめ準備をしていたと考えられるが、FCCは正式認可ではなく特別暫定認可を与えるに留まっており、背後に米国3社の存在が見え隠れするように思われる。仮に日米間の問題となった場合、パシフィック・センチュリー・コーポレート・アクセス社への第一種電気通信事業許可の付与は、日本の開放度を示す好例となる。

(大谷 潤)



KDD RESEARCH

888番トールフリー番号導入への動き / AT&Tの普及・宣伝活動

来年3月の導入を控え、AT&Tが他社に先駆けユーザへの宣伝を開始。コール数当てコンテストも、888番普及に不利な顧客調査結果に対応。

米国の料金着信払い自動通話サービス(トールフリーサービス)に使用されている番号(エリアコード800番)の不足問題については、8月9日に開催されたFCC及び関係事業者等による対策検討会において、(1) エリアコード888番の追加を来年(1996年)3月1日に前倒し実施すること及び(2) 現在行っている番号分配制限により800番をエリアコードとする番号は来年3月10日までは枯渇しないことを確認した。888番の導入の前倒しは、主に長距離系事業者の試験期間の短縮により可能となった。

888番導入を約半年後に控え、AT&Tは、市場調査を行い、その結果に基づき、以下の内容の888番の普及・宣伝活動を実施する旨を、8月16日に報道発表した。

内容及び目的	期間
<National News Media Tour> 消費者問題等で著名な2名(AT&T社外)へのインタビューを、テレビ・ラジオ・雑誌で放送・掲載する。 知名度向上及び888番の利用に関する基本的な事項の普及(注9)	9月中旬から
<AT&T Toll Free Day> "AT&T Toll Free Day"を設定し、期間中、N.Y./シカゴ等の交通量の多い地域の高速道/橋/トンネル用の代用硬貨(token)を契約者にプレゼント 888番の利用(販売)促進	888番導入のしばらく後
<Contest> 888番導入直後1ヶ月間に、888番が利用される総回数(コール数)の推測値を募集、実績に近いものから888名に\$888を贈呈 知名度向上及び利用(ダイヤル)促進	(募集期間) 888番導入後1ヶ月以内の1週間

FCCは、888番の導入に係る利用者グループ等に対する説明会を今秋に予定しており、MCIは説明会を来月あたりに開催する予定としている。

<出典>Telecommunications Reports(8.7/14/21)、AT&T News Release

COMMENT

8月9日の会合報告では、800番の番号枯渇は回避可能とされているが、番号を管理するDatabase Service Management, Inc., (DSMI(注10))の報告内容は計算ミス等の理由により会合の度に変更されており、安心できない状況である。また、番号配分制限のため、現時点でもキャリアによる新規ユーザへの番号付与に困難が生じており、ユーザにとって、番号は既に枯渇した状態に近い。

本サービスのトラフィックは順調な伸びを示しており('94年春頃迄は前年比2桁)特に本年1月からの契約数の急激な伸びは、番号不足問題を生じさせる一方でトラフィックの伸びに寄与していると推測される。また、契約数のシェアについては、ナンバーポータビリティ実施後1年程度は変動が小幅だったが、その後顧客が様子見段階を脱し、AT&Tでは市場全体の成長率を下回る一方、MCIではここ数年トールフリーサービスがビジネス分野の牽引車となっている(本年第1四半期業績報告)と記される程の伸びを示すなど、MCIのシェアが継続的に伸びていると推測できる。尚、トールフリーサービスの市場規模は約100億ドル(約9,700億円)といわれており、今回のAT&Tの動きに対するMCIの動向が注目される。

(注9)

AT&Tは、888番の利用に関する基本的な事項として、下7桁が同じ番号でもエリアコードが800番のものとは888番のものでは接続先が異なる場合がある、800番と888番は品質料金等で同等などの点を挙げている。

(注10)

米国全体の番号管理等を行っているベルコア(Bell Communications Research Co., / RHCsによる共同所有)の子会社でトールフリーサービスの番号管理を担当している。



KDD RESEARCH



AMERICAS

米国の調査会社による調査結果では、利用者は800番を888番より強く嗜好することが明らかにされており、その要因として、888番の番号を通じて販売される商品の質や、その商品を販売する企業そのものの信頼性に対して消費者がマイナスのイメージを持っている点が指摘されている。この結果に基づき、AT&Tは今回の普及活動において、888番と800番が同等であるとの認識を早く市場に根付かせようとしている。(大谷 潤)

TCI、パイアコムのカットシステムを買収

多額の負債にあえぐパイアコムが遂に売却に成功。TCIはサンフランシスコ、シアトルでCATV加入者の90%を確保するなど、全米第1位MSOの地位を揺るぎないものに。

全米第1位のMSO(大手CATVシステムオペレータ)であるTCIは7月25日、パイアコム(Viacom Inc.)^{注11)}が傘下に収めるCATVシステムを22億5千万ドルで買収すると発表した。買収は2段階に分けて行われ、まずパイアコムがCATVシステムを別会社としてスピンアウトした後^{注12)}、350億ドルの現金及び約550億ドル相当の株式交換により完了する。これによりTCIは、サンフランシスコ、シアトル等で大幅に加入者を増やして全米で約1,440万人、約25%の加入者を手中に収め、MSO第1位の座を固めることとなる。

<出典>Wall Street Journal(7.26) New York Times(7.26)他

COMMENT

世界有数の映画制作会社パラマウント・コミュニケーションズ、レンタルビデオチェーンのブロックバスター・エンターテインメントを完全買収したパイアコムは、約104億ドルの負債を抱えていた。このため同社は、映画事業やCATVネットワークなどのコンテンツ関連の事業を残して他の事業部門を整理し、資産を切り売りする計画を進めていたのである^{注13)}。CATVシステムの売却に関してはこれまで交渉が難航しており、パイアコムは1年以上をかけてようやく成立させたこととなる。

さて、米国のMSOはこれまで分断された小さなCATVシステムを全米に点在させていたわけだが、ここ1年程度の間隣接するシステムの買収を通じて営業区域を拡大し、スケール・メリットを活かそうとの動き(いわゆるCATVクラスター)が進んでいる。全米第2位のMSO、タイム・ワーナー・ケーブルは昨年より積極的な買収を通じ、効率の良いシステム作りを他に先駆けて行っていた。TCIによる今回の買収も、単なる加入者ベースの拡大ばかりでなく、この「CATVクラスター」の視点からも眺めてみる必要がある。本買収の結果TCIは、サンフランシスコ、シアトルで加入者の90%、ポートランドでは60%を手中に収めたこととなる。更にこれらカリフォルニア、ワシントン、オレゴンの各州は、市内交換サービスへの競争導入にも積極的な州であり、TCIが今後RHCsに対抗して映像及び市内電話サービスを提供するにあたって、非常に大きな意味を持つ。なお、TCIはコックス・ケーブル、コムキャストと共にスプリントと合併会社を設立し、地域/長距離電話、PCS、CATVサービスを、ワン・ストップ・ショッピングで提供する計画を進めている。(園山 佐和子)

(注11)

Viacom Inc.は、加入者約120万世帯、全米第12位のCATVオペレータであるViacom Cableを傘下に擁する他、MTV(音楽番組)、Nickelodeon(子供向け番組)、Showtime(映画)、Video Hits One(音楽番組)等のCATVネットワークを所有している。また、5つのテレビ放送局と14のラジオ放送局を運用するViacom Broadcasting Inc.も所有している。

(注12)

パイアコムの抱える負債、17億ドルを伴う。

(注13)

このうち、スポーツ施設のマジソン・スクエア・ガーデン、スポーツ中継をメインとするCATVネットワークのMSGネットワーク、NBAのニューヨーク・ニックス、アイスホッケーチームのニューヨーク・レンジャーズに関してはITTとケーブルビジョン・システムズのコンソーシアムへ10億7,500万ドルで売却済みである。



KDD RESEARCH

パシフィック・テレシス、VDT商用認可を取得

内部相互補助の恐れから長期にわたりペンディングとなっていた申請。他RHCsがVDTに及び腰になる中、96年初めのサービス開始を目指す。

FCCは7月18日、パシフィック・テレシスに対してビデオ・ダイヤル・トーン(以下VDT)サービスの商用提供を認可した。他RHCsへの商用認可と同様に、FCCは、番組提供事業者への非差別的なアクセスの提供や、既存の電話事業との内部相互補助の防止を図るため、以下の条件を付けている。

- (1) VDTサービス提供にのみ掛かった費用と既存の電話サービスとの共通費用を2つに分け、別個に会計記録をつける。
- (2) 上記の会計記録の要約をFCCに提出する。
- (3) 認可取得後から30日以内で、かつ、VDTプラットフォーム(以下VDT基盤)を利用して提供される非規制サービスを提供する60日以前に、FCC規則に定める費用配賦手順の見直しを実施する。
- (4) チャンネル容量の不足が事前に予想される場合は30日以内にFCCに報告する。
- (5) 特定の番組提供事業者に対するアナログ・チャンネルの提供は全体の1/2以下に制限する。

サービスはサンフランシスコ、ロサンゼルス、サンディエゴ、オレンジ・カウンティの4地域で提供され、対象となる世帯数は合計130万世帯に上る。パシフィック・テレシスでは、今年後半にはサンフランシスコで試験サービスを、96年初めに4地域全体で商用サービスを、そして96年半ばより双方向サービスを開始する予定である。なおパシフィック・テレシスは、本申請において、自社または関連会社による番組提供の認可を求めている。

<出典>FCC/Pacific Telecommunications Report(7.19)、Telecommunications Report(7.24)他

パシフィック・テレシスのVDTサービス計画

提供区域	対象世帯数	ネットワーク構成	チャンネル容量	試験 or 商用
サンフランシスコ	490,000	ハイブリッド	(A)70ch、(D)150~300ch	商用
ロサンゼルス	360,000	"	"	"
サンディエゴ	250,000	"	"	"
オレンジ・カウンティ	210,000	"	"	"

COMMENT

パシフィック・テレシスは93年1月に申請を行っていたが、既存の電話ネットワークに対してオーバーレイ型ではなく、音声、データ、ビデオ・オン・デマンド、双方向ゲーム等のサービスを1本の加入者線で提供する計画のため、内部相互補助の問題から、長い間ペンディングとなっていた。ベル・アトランティックがVDTサービスに関する214条申請を一部取り下げ、USウエストも申請を一部保留、さらにアメリカックがVDTIによる映像サービスへのアプローチを取りやめる等、RHCsはここ数か月、VDTサービスに対して及び腰になっている^(注14)。その最中での認可取得であるが、パシフィック・テレシスは、今後もVDTの枠の中で計画を進めていくことを明らかにしている。

(園山 佐和子)

(注14)

この背景には、RHCs各社が、地域電話会社が自社営業区域内で映像サービスを提供することを禁止した1984年ケーブル法の違憲判決を次々と勝ち取っていることがある。内ベル・アトランティック、USウエストは連邦控訴裁でも違憲判決判決を勝ち得ており、ベル・アトランティックの訴訟に関しては、最高裁まで持ち込まれ、既に審理が開始されている。RHCsが最高裁で違憲判決を勝ち取れば、番組提供事業者ネットワークへの非差別的なアクセスを保証しなければならない等制約の多いVDTサービスによらずとも、CATV事業者として映像サービスを提供することが可能となる。



ASIA

韓国

韓国初の通信・放送衛星「Koreasat 1号」打ち上げ

8月5日、米フロリダ州から打ち上げられた。しかし、予定された静止軌道に到達せず衛星寿命の短縮は不可避に。

KTが所有するKoreasat 1号(韓国語名 無窮花1号)は、ロッキード・マーチン・アストロスペース社が製造を担当し、マクダネル・ダグラス社により8月5日、米フロリダ州ケープカナベラルから打ち上げた。しかし、衛星は、予定の軌道に到達しなかったことから、軌道修正が実施された。この結果、予定外の燃料消費が伴い、当初10年と計画されていた衛星寿命の1~2年の短縮が不可避となった。第2号衛星は、現在のところ、当初の予定どおり本年12月に打ち上げられる予定であるが、第1号衛星の寿命が短縮するため、第3号衛星の打ち上げ時期の繰り上げについて検討が開始されている。KTの発表によると今回のプロジェクトに要した費用は、3,450億ウォン(約435億円)とのこと。朝鮮半島とその周辺をカバーするこの衛星は、本年3月1日より韓国で商用サービスが開始されたCATVの番組伝送の他、デジタルDBS(注1)、SNG(注2)、テレビ会議、市外通話、データ伝送サービス等にも利用されることになっている。

<出典>The Korea Economic Weekly(8.12)、KDDソウル事務所(8.21)

COMMENT

予定していた静止軌道に到達しなかったアクシデントが発生したものの、関係者は、今回のプロジェクトの最大の収穫として、ロケット製造段階から、KTを初めとする韓国の代表的な企業から30余名の技術者を米国に派遣し、衛星産業に必要な技術的ノウハウが修得できたこと、この経験が今後の国内衛星産業の発展に大きく貢献するであろう点を挙げている。

(渡邊 一昭)

(注1)
DBS: Direct Broadcasting System
の略。一般公衆により直接受信される放送システムのこと。

(注2)
SNG: Satellite News Gatheringの略。車載型映像伝送地球局を使用して行う事件現場からのニュース映像の送信をいう。



KDD RESEARCH

中国

中国聯合通信、サービス開始

北京、上海などの4都市でGSM方式によるデジタル移動電話サービス開始。中国通信市場の郵電部独占に終止符。

中国の第二事業者である中国聯合通信が、同社のサービス第1弾として北京、上海、天津、広州の4都市でGSM方式による移動電話サービスの提供を開始した。聯合通信は、さらに全国16都市でGSMサービスを提供する他、市内電話、国内長距離通信サービスについても準備中である。

<出典>KDD北京事務所(7.31) South China Morning Post(7.19)

COMMENT

昨年7月に正式発足した聯合通信は、正式発足から約一年後にサービスを開始することができたことになる。

サービス開始当初の各都市の回線数は、約2万回線となっており、移動電話サービスの需要が急増している中国の現状を考慮すると必ずしも十分な容量とは言えない。しかし、同社の趙維臣会長は、当面の目標として2000年までの全国の移動電話市場での30%のシェア確保を掲げており、この目標を達成すべく通信網の完備を進めている。聯合通信では、固定電話サービスについても、本年末から来年初頭にサービスを開始する予定であるが、迅速さと効率性をセールスポイントとする同社の巨人郵電部に対する戦いぶりが注目される。

(渡邊 一昭)

香港

域内新規事業者、サービス開始へ

ニューワールド・テレフォンが7月1日からサービス開始、ニューT&T、ハチソン・コミュニケーションズも本年内にサービス開始へ。

香港テレコムに対する域内電話サービス独占運用権が本年6月30日に期限切れとなったことで新たに参入が許可された3社のうち、ニューワールド・テレフォンが、先陣を切って7月1日よりビジネスユーザー及び一部の一般住宅向けサービスを開始した。

同社は、今後3年間で20億HKドル(約243億円)を投資し、一年半以内に香港の80%をカバーするネットワークを構築する予定である。また、初年度は、5万件の顧客獲得を目標としている。

他の2社についても、ニューT&T香港が本年10月に、ハチソン・コミュニケーションズが本年第4四半期中にそれぞれビジネスユーザー向けサービスを開始する予定であり、域内基本通信市場の競争が本番を迎えることになる。

<出典>KDD香港(6.26) Financial Times(7.6) 他





ASIA

COMMENT

中国政府による新規域内通信事業者の承認が大幅に遅れ(本年3月)、OFTA(香港電訊管理局)からのニューワールド・テレフォンへの免許付与が6月下旬になったこと、また、香港テレコムとの相互接続交渉も6月半ばまでは、必ずしも順調に進んでいなかったことから、ニューワールド・テレフォンが当初の予定どおり本年7月1日からサービスを開始できるか疑問視する向きもあったが、同社は万全の準備を進めていたようである。接続交渉の急展開に関しては、OFTAが、交渉が6月30日までにまとまらない場合、域内新規事業者に香港テレコムとの相互接続の合意がなくてもサービス開始を許可し、各事業者のみならずOFTAも接続料算定に加わり合意に達した時点で、その間発生した接続料を精算するとの案を示したことから、事業者側が問題の泥沼化を避けたとの見方もできる。

ニューワールド・テレフォンでは、インテリジェントサービスの提供にも意欲を見せており、一例として本年9月より自宅の番号宛て通話を会社又は個人の所有する携帯電話、ページャーに着信転送させる「個人番号システム」を導入する予定である。一方、香港テレコムでも、移転後も従来の電話番号が利用可能となる「ナンバー・ポータビリティサービス(電話の移転にかかる通常の工事費のみの付加料金なしで利用可能)」「プライム・アクセスサービス」という着信通話転送サービス(月額利用料121HKドル)の提供を開始するなど、早くも新サービスの開発、導入合戦の様相を呈している。(渡邊 一昭)

台湾

交通部、民間企業9社にCT-2サービス事業認可

北部、中部、南部地区でそれぞれ3社に事業認可。交通部電信総局の通信事業独占は終了へ。

交通部は、CT-2サービスの導入に関し、事業申請を行った民間企業21社の中から北部、中部、南部地区でそれぞれ3社、計9社に対し、認可を与えた。(下表参照)今回の認可は、交通部が電気通信自由化政策の一環として、民間企業からの事業申請を受けていたものである。

<出典>KDD台北事務所(7.21) 経済日報(7.25)

COMMENT

台湾では、電気通信サービスを設備ベースの基本サービスの第1種とVANサービスの第2種に分類している。第1種は、これまで国営事業として、交通部電気通信総局が独占してきたことから、今回の民間企業に対する事業認可は、台湾の通信分野における新たな時代の到来を意味する。なお、電信総局の電気通信事業体を中華電信株式会社として株式会社化し、電信総局から分離する案も継続検討中である。(渡邊 一昭)



表 認可を受けた各社とそのサービス概要

地域	会社名	基地局数	利用料(単位: NT \$) ^(注1)	
			月額基本料	通話料 ^(注2)
北部	太電電訊	10,000	500	4.00
	伯員電信	8,000	450	2.85
	神廣電信	5,000	600	2.85
中部	中都電信	4,000	500	4.00
	信鴿電信	3,058	500	2.85
	前鼎電訊	6,000	360	3.00
南部	中興電訊	6,000	500	4.00
	仕集電訊	8,000	300	2.85
	中華人人	3,000	500	2.85

(注1) 1NT \$(台湾ドル)=約3.6円

(注2) 5分ごとの料金

マレーシア

TM、セルコムと相互接続協定を締結

テレコムマレーシアがセルコムと正式に接続へ。その他の新規セルラー・PCNサービス事業者とも締結。移動体電話サービスが本格的な競争状態に。

テレコムマレーシア(以下 TM)は本年7月31日、セルコムとの間で相互接続協定を締結した。TMのネットワークとセルコム提供のセルラー電話サービス^(注3)が正式に接続されることとなった。また、TMは本年5~7月にセルコムに続く新規セルラー電話・PCNサービス事業者など6社^(注4)と同様の協定を締結している。<出典>KDDケアソルブ・ル事務所(8.2/7.3)他

COMMENT

セルコムは1989年のサービス開始以来、TMとの正式な相互接続によりようやく着けた。現在、指摘されているセルコムのアナログセルラーサービス(サービス名 ART900)の輻輳状態の緩和が予想される。なぜなら、市内網を独占しているTMはセルコムやモビコムなどのセルラー電話サービス事業者との回線接続に応じず、接続した場合でも法外な接続料金を請求するなど、完全な接続が約束されていなかった。JTM^(注5)としても各通信事業者を集め、相互接続に関し協議会を開催してきたが、TMの反発などで進展を見せずにいたのである。そのため主管庁のエネルギー郵電省が協議完了に関し本年6月末までの期限を設け、強制的な協定締結を示唆する姿勢を見せていた。また、同省Datuk Leo Moggie

(注3)

セルコム(Cellular Communications Network Sdn Bhd)は1989年からE-TACS900方式のアナログセルラーサービスを提供中で、約52万加入を獲得している(本年4月末現在)。本年6月末にはGSMサービスの提供も開始した。

(注4)

セルラー電話事業者のセルコム、モビコム、STW(Syarikat Telefon Wireless)、PCNサービス事業者のサブラデジタル、Mutiar Telecommunications、MRCB Telecommunicationsの計6社。

(注5)

マレーシアでは現在、エネルギー郵電省が電気通信、郵便、電力の各事業を監督しており、電気通信に関しては、その下部機関であるJTM(Jabatan Telekom Malaysia)が規制機関として、87年以来通信料金の許認可、事業者免許の発給、周波数の割り当て・管理を行なっている。



ASIA

大臣は移動体電話サービスに関して、さらなる事業免許を交付しない、各社一律である現在の電話料金を自由化するなど、現行の移動体電話サービス事業者7社による競争状態を継続および促進していく発言をしている。
(加藤 潤一)

セルコム、合併による光ファイバー網構築へ

セルコム、地元電力会社、MRCBの3社が合併による光ファイバー網構築に合意。セルコムはフルサービス事業者へ前進。

セルコム(Cellular Communications Network Sdn Bhd)、電力会社のTenaga National、MRCB(注6)の3社は光ファイバー網の構築に関する合併事業協定に調印した。同ネットワークはTenaga Nationalの送電線沿いに敷設され、半島マレーシア3,000キロに及び、また、Tenaga National 既設の光ファイバーの拡張も含まれる。総事業費は4億リンギ(約240億円)に上り、出資比率はセルコム41%、Tenaga National 39%、MRCB 20%となっている。

<出典>KDDがアソシアム・ル事務所(6.29)、Telenews Asia(7.13)他

COMMENT

同ネットワークは移動体通信サービス提供のセルコムおよびMRCBにより、基地局間の中継網として利用される。特に、セルラー電話・国際通信の両サービスに加え、国内通信免許も獲得済みのセルコムにとっては、独自の国内ネットワーク構築に動き出し、フルサービス提供に向け前進する。

ところで、セルコムの親会社TRI(注7)は同社株式を外国通信事業者に売却する計画である。既に7社が候補に上がっており、本年8月中にも決定する見込みである。TRIはその出資を受けることで、セルコムの通信事業に関する技術力の強化や海外展開への支援を図る意向のようだ。

なお、マレーシアでの外国キャリアとの提携例としては、ピナリアンがUSウェストを戦略的パートナーとして迎え入れている。こうした新規事業者各社がテレコムマレーシアに対抗すべく、外国キャリアとの提携で通信ノウハウの吸収に努めている。
(加藤 潤一)

(注6)

MRCB(Malaysian Resources Corp. Bhd)はその傘下に大衆紙や民間テレビ局を抱えており、マレーシア最大のメディアグループと言われる。100%子会社のMRCB Telecommunicationsが昨年6月にPCNサービス免許を取得、本年6月から首都圏でサービスを開始した。

(注7)

TRI(Technology Resources Industries Bhd)はセルコムをその傘下に治め、マレーシアの大手通信コングロマリットに成長している。同社社長Tajudin Ramli氏はマレーシア航空の社長でもあり、マレーシアの大物財界人である。



KDD RESEARCH

シンガポール

インターネット接続サービス免許、入札締め切り

新規の商用サービス免許の取得を目指し、6グループが応札。AT&T、NTT-I/ドイツテレコムも名乗りを上げた。

インターネット接続サービスの新規免許への入札が本年6月30日に締め切られ、6グループが応札を行った(下表参照)。シンガポールにおいて一般向けの同サービス提供はシンガポール・テレコムに限り認められているが、TAS(シンガポール通信庁)が本年5月末、インターネット接続サービスに1社への新規免許を発行する旨を発表、入札手続きを進めていた。TASは落札者を本年9月に決定する予定である。

<出典>KDDシンガポール事務所/World Telecom Daily(7.3)

COMMENT

本入札による新規免許により、シンガポール・テレコムのSingNet、学術系のTechNetを買収したPacific Internetに続く商用サービスの登場となる。応札した顔ぶれを見ると、インターネット接続サービスがいかに内外の強い関心を集めているのかが理解できよう。AT&T連合が最高価格の510.1万シンガポールドル(約3.2億円)で応札、続く160.1万シンガポールドル(約1億円)をつけたコンソーシアムのT-NetにはドイツテレコムとNTT-Iが出資している。なお、AT&T連合が予想以上の最高値であったが、TASとしては応札価格の他、提供サービスの内容や技術力を勘案して落札者を決定するとしている。概してシンガポール・テレコムの独占が強いシンガポールの情報通信分野において、外資が入り込む絶好のチャンスと言えよう。(加藤 潤一)

表 インターネット接続サービス免許に応札した企業連合

コンソーシアム名(主な参加企業)	応札価格*
Times Publishing Limited & AT&T International Inc	510.1万Sドル
T-Net Pte Ltd (Teledata Limited、Deutsche Telecom Asia、NTT International)	160.1万Sドル
Singapore Network Services Pte Ltd	100万Sドル
CSA Holdings Limited & IBM Singapore Pte Ltd	72.5万Sドル
Gainford Pte Ltd (Yong Voon Ping、Yong Koon Choon)	50万Sドル
Cyberway Pte Ltd (SPH Multimedia Pte Ltd、ST Telecommunications Pte Ltd)	45万Sドル

*1Sドル(シンガポールドル)=約63円

(KDD総研作成)



ASIA

タイ

移動体電話サービス事業の合併化を巡る動向

TACが提供するセルラー電話サービス事業に関し、CATとの合併事業への移行が頓挫。事実上2社競争の移動体分野に新規参入への道が開けるか。

CAT^(注8)はTAC^(注9)の提供するセルラー電話サービスに関して、両社による合併事業への変更を拒否している。これまで、TACがCATから22年間の譲許を受け、TACがAMPS800方式のセルラー電話サービスを提供しているが、両社は本年2月にサービス事業形態の合併事業への変更に合意し、覚書(MOU)を締結。さらに、CATがTACに10%出資を行なうことも決定していた。しかし、合併事業に際し、同サービス事業譲許(concession)の付与元であるCATが条件^(注10)を課しているのに対し、TACは22年の運用期間中を通じて、最低保証支払い金(110億バーツ)および譲許使用料(700億バーツ)の減額を要求するなど、半年以上を経過しても進展を見せていない。

<出典>Bankok Post Reuter Textline(8.9/8.11)他

COMMENT

TACがCATから得た譲許を捨て、敢えてCATとの合併に踏み切ろうとする背景には、過重な収益分配の負担を軽減するためであった。譲許の付与元であるCATへの支払い額は、22年間の運用期間中、最初の1~4年は総売上の12%、5~15年25%は、最終的に16~22年目には30%となっている。また、TACは本年末に予定されるシンガポール株式市場への上場を睨み、政府系CATとの関係構築で、その企業バックグラウンドを強化したいとの見方も出来よう。一方で、CATは収益分配による一種の「既得権益」が脅かされることになるため、合併事業への移行に際して各種条件を提示するなど、厳しい姿勢で臨んでいる。

ところで、両社の合併事業が実現すると、TACおよびAISの2社による事実上の複占状態^(注11)に新規キャリアが参入する可能性が開けてくる。なぜなら、これまで、TACやAISはサービス提供に関する譲許と引き換えに、過重な収益分配を義務付けられており、新規参入への意欲が削がれていたのが実情であったようである。しかし、合併事業への移行というCATの方針転換により、収益分配の負担も幾分か軽減され、新規参入の可能性が囁かれるようになったのである。現に通信大手のジャズミンら3社が移動体通信分野への参入を計画している。(加藤 潤一)

表 タイの移動体電話サービス事業者

事業者名	サービス開始時期	加入者(95年6月)	方式
AIS (Advanced Info Services Public Co. Ltd.)	1990年	540,000	MT900
	1994年9月	26,000	GSM
TAC (Total Access Communications Co.)	1991年	307,500	AMPS
	1994年9月	16,500	PCN(DCS1800)
TOT (Telecommunications of Thailand)	1986年	50,000	NMT470
CAT (Communications Authority of Thailand)	1987年	43,600	AMPS

* 推計値

(KDD総研作成)

(注8)
CAT(Communications Authority of Thailand:タイ通信公社)は運輸通信省の監督下、国際通信サービス(ただし、マレーシア、ラオスとの国際電話サービスを除く)を独占的に提供している事業者である。民間事業者が移動体電話、ページングなどのサービスを提供するための譲許を与える権限も有する。

(注9)
TAC(Total Access Communications Co.)は大手通信エンジニアリング会社のU-COMの子会社で、1989年からAMPS800方式のアナログ・セルラーサービスを提供している。昨年9月末にはPCNサービスの提供も開始した。

(注10)
TACによると、TACの今後の増資へCATを参加させる、新しい移動体電話サービス導入の際にCATが事業者となりTACの参加を禁止する、などの条件を挙げている。

(注11)
TACはCATに、AISはTOTに、それぞれ譲許を付与され、サービスを提供しており、両社が加入者獲得に凌ぎを削っている(別表参照)。CATやTOTも提供しているが、容量不足もあって加入者はほとんど増えていない。



KDD RESEARCH



OCEANIA

オーストラリア

BT Australasia、NSW州およびテルストラを提訴

BTの現地法人が通信ネットワーク・マネージメント契約違反を理由に提訴。オーストラリアを拠点としたBTのアジア・太平洋戦略への影響が懸念される。

BTのオーストラリアにおける現地法人BT Australasia(以下BTA)は本年8月初め、ニューサウスウェールズ(NSW)州およびテルストラを相手取り、BTAとNSW州の間の通信ネットワーク・マネージメント契約^(注12)に関し契約違反があったとして、連邦裁判所に提訴した。その理由として、BTAは、NSW州が同州の全ての政府機関に対しBTA提供の通信ネットワークの利用の働き掛けを怠ったこと、BTAとの契約にも拘わらず、NSW州が直接テルストラとの間にVPNサービスを新規に契約したことを挙げている。また、テルストラに対してはBTAとNSW州の契約の履行を不当に妨害したとしている。

なお、BTAは同提訴に先立ち、同契約の終了を発表した。

<出典>KDDシドニー事務所(8.3/8.9)他

COMMENT

専用網の運営体としての役割を無視された格好となったBTAによると、これまで約9カ月間にわたりNSW州との協議で和解できなかったため、契約の終了および法的手段の提起に至ったものである。豪州最大規模と言われた同プロジェクトも、3年足らずでサービスの提供中止となった。また、BTAは、NSW州におけるインマルサット衛星地球局建設(4,000万豪ドル相当/約24億円)を見直すとしており、今回のトラブルはNSW州の他のプロジェクトにまで波及する可能性をはらんでいる。なお、BT本体としても、昨年11月にアジア・太平洋地域における地域統括本部(regional headquarters)をシンガポールからオーストラリアのシドニーへ移す方針を発表するなど、オーストラリア(特にシドニーを州都とするNSW州)重視の姿勢が目立っている。今後、オーストラリア、ひいてはアジア・太平洋地域戦略への影響が懸念される。

(加藤 潤一)

(注12)

再販事業者のBTAは1992年にNSW州から、同州の政府関係機関を結ぶ専用網に関する通信ネットワーク・マネージメント契約を受注した。契約期間は10年で、受注額は3.5億ポンド(当時約650億円)に及び、NSW州政府の省庁や州内の公共機関の5,000ヶ所以上の拠点を結ぶ音声、データ、映像を統合した専用網を構築するもので、約12万の電話端末と約2.3万のコンピュータ端末などが接続されている。BTAはテルストラやオプタスから回線を調達し、専用網の構築、運営、管理を行なう。



KDD RESEARCH



EUROPE

欧州委員会

欧州委員会、北欧のマルチメディアJVを認めず

■ 北欧諸国における3社の支配的な地位を強化するとして却下した一方、事業計画の修正による承認の可能性を言明。

欧州委員会は7月19日、北欧3企業による均等出資の衛星放送関連合併会社NSD (Nordic Satellite Distribution) ^{注1} を認めないとの決定を下した。具体的には、

- ・テレノール及びテレデンマークが自国で衛星放送用容量を独占的に提供していること
- ・テレノールがノルウェーのCATV市場占有率30%を誇り同国最大のCATV事業者であるテレノールCTVの親会社であること
- ・デンマークにおけるテレデンマークのCATV市場占有率が50%であること
- ・スウェーデンの放送番組市場におけるキネヴィックのプレゼンスが高いこと

などを判断材料に、NSDによる衛星容量・CATV網と豊富なプログラムの一元的な提供が、北欧における衛星放送市場の競争環境を歪めるものとして、これを却下している。

<出典>KDDI誌 -

COMMENT

欧州委員会は同社に関する審査を本年3月から行ってきた。その結果、NSDは北欧諸国における参加各企業の支配的な地位を強化する反競争的なプロジェクトであると判断、これを認めないとの結論に達している。しかしながら、その反面、欧州委員会は事業計画の変更如何によっては、将来的な承認の余地が残されていると表明、NSDはこれを受けて、他企業の参画や事業の分割(加入手続き管理/衛星容量提供/プログラム配信の分離)などの修正案を、今秋を目途に再び欧州委員会に提出する予定である。(青沼 真美)

(注1)

NSDはノルウェーの通信事業者テレノール、デンマークの通信事業者テレデンマーク及びスウェーデンの放送グループであるキネヴィックが、北欧地域におけるCATV経由またはDTHでの衛星放送普及を目的に設立したJVである。Direct To Home (DTHとは衛星放送受信装置のこと。



KDD RESEARCH

欧州委員会、C&W/Vebaの提携を承認

EU競争法上の問題はなく、将来的な潜在的競争事業者としてドイツ市場活性化の一翼を担うと歓迎の意を表明。

欧州委員会は、C&WとVeba(独)による提携プロジェクトの承認を発表した。両社は95年1月に資本提携を含む戦略的提携を発表、6月末には両社による合併会社となるVebacomおよびC&Wヨーロッパを拠点とした欧州各国市場への共同進出などを含む提携協定を正式に締結しており、本承認を経て提携手続きが完了することになる。また、C&Wヨーロッパは、既にイタリアのPCNライセンス公募に応札する意向を明らかにしている。

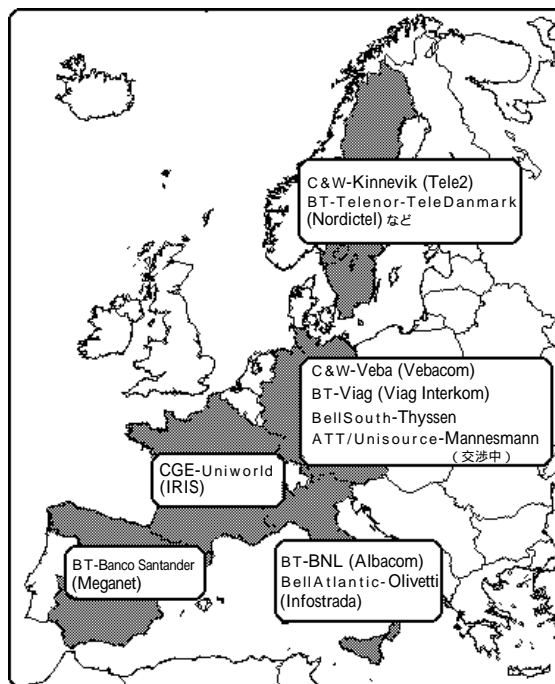
<出典>Financial Times(8.18)他

COMMENT

欧州における1998年からの自由化を見越した動きとして、特に大陸最大市場であるドイツに関しては、地元企業とコンソーシアムを組んで、第二事業者を目指す主要通信キャリアの動きが活発になっている。欧州委員会は、既存の独占事業者に対する潜在的競争事業者として、このような合併会社を歓迎する姿勢を明らかにしており、1998年に向けて、欧州各国で同様の動きがさらに加速することは必至である。

(青沼 真美)

第二事業者を目指す通信キャリアの動き





EUROPE

英国

オフトел、新たな競争政策を発表

ADCの撤廃と回線基本料金に関するサブキャップ規制の変更を打ち出す。BT免許に反競争的行為に関する一般条項を加える提案も。

オフトелは「効果的な競争:行動への枠組み」と題する声明を発表した。本文書は昨年12月に発表された諮問文書を基に、将来の競争環境整備に向けたオフトелの方針を明らかにしたものとなっている。この中でオフトелは、BTのプライスカップの期限が切れる97年7月に先立ち以下のことを行う提案をしている。

(1) 回線基本料金のサブキャップ(RPI+2%)の廃止^(注2)

(2) ADC(Access Deficit Contribution)^(注3)の廃止

(3) BTの免許に反競争的行為に関する一般的な条項を加える

(2)によってBTに新たなコスト負担が発生するが、(1)によって回線基本料金と通話料金のリバランシングを行い、それを賄うことができるようになる。しかし、BTは加入回線を提供する事業者(CATV事業者など)と競合関係にあることに加え、(回線基本料金を含んだ)電話全体のプライスカップを満足する必要があるため、ドラスティックな回線基本料金の値上げは行わないだろうとオフトелは述べている。また、オフトелは全ての顧客についてトータルの通話料金が上昇しないことを保証するため、既存のLUS(Light User Scheme)料金^(注4)の見直しをBTに求めている。

(3)は、反競争的行為をより効果的に規制して欲しいという競争事業者の要求に応えるものである。オフトелは、個別の行為を禁止する現在の方法では規制が複雑になるとともに、過去にない新しいタイプの問題には対処できないと考えている。オフトел長官に反競争的行為について判断を行う権限を与えており、問題解決の迅速化を目指すものとなる。また、97年8月以降の新しい料金規制に関しては、相互接続料金の算定基準を従来の全部配賦コストから増分コストに変更することを提案している^(注5)。これは、上記(1)及び(2)と併せて昨年12月の諮問文書で「オプション3」として提案されていたものである。

<出典>KDD UK他

(注2) 電話料金全体のプライスカップ(RPI-7.5%)は97年7月まで存続する。

(注3) ADCは、BTの回線接続料(敷設一時金)と回線基本料金の赤字を補填するために事業者が支払う料金。

(注4) 四半期の通話料金が10ポンド以下の顧客については回線基本料金の割り戻しを行う制度。仮に通話料金が0であれば、12.3ポンド(60%に相当)の割り戻しが受けられ、通話料金が増加するにしたがって割戻額は小さくなっていく。また、複数回線を利用している場合など、LUSが適用されないケースも規定されている。

(注5) 全部配賦コストは、全費用を各サービスに配賦することで計算されるもので、いわゆる共通費用(間接費)を含むものとなる。これに対し増分コストは当該サービスの直接コストのみで計算される。

COMMENT

今回の政策が実施された場合、昨年ADCとして6,000万ポンド(約90億円)を支払ったマーキュリーが短期的には大きな利益を得ることになる。実際マーキュリーは、今回の方針は細かな規制の終焉への第一歩であるとして歓迎、反競争的行為についての条項の免許への追加や、相互接続料金への増分コストの採用など、オフトелの提案を概ね支持している。また、その他の競争事業者も、規制環境の透明性が高まるのみならず、BTがリバランシングを行い回線基本料金を値上げする場合にはBTからの移行顧客の獲得(あるいは追従値上げによる増収)が見込まれるため、好意的な反応を示している。

一方BTは、反競争的行為に関してオフトелの権限を強化して、オフトелが「検事と裁判官を兼ねる」ことに対して懸念を表明、オフトелとは別の裁定機関設置を求めている。また、バランス会長はBTが高いシェアを維持しているのは規制の不備のためではなく、これを理由にBTへの規制を強化して国際競争力が低下することがあってはならないと述べている。



KDD RESEARCH

今回の政策は最終決定ではなく、電話全体のプライスカップ(RPI-7.5%)の期限が切れる97年7月を一つのターゲットとして、BTとオフテルの交渉は継続することになる。今後の議論の進展によってはナンバーポータビリティのケース同様MMX(Monopoly and Mergers Commission)の裁定に持ち込まれる可能性もあるため、オフテルは最終的な料金規制の方法を一年の猶予を残した96年6月までに決定する予定である(「今後のスケジュール」参照)
(細谷 毅)

オフテル文書「効果的な競争:行動への枠組み」要旨

第1章 インTRODククション

これまでの経緯と本声明の構成について

第1部 相互接続、小売料金とユニバーサルサービス

第2章 相互接続

- ・94年12月の諮問文書で挙げられていた4つのオプションのうち、オプション3を採用する(増分コストにより接続料金を算定し、回線基本料金のサブキャップとADCを廃止する)
- ・新しい相互接続料金の算定方法は97年8月から導入する。

第3章 BT小売料金の構造

- ・種々の料金体系をBTが準備することにより、消費者に選択肢を与える。
- ・回線基本料金のサブキャップ廃止によって、低額利用者のトータルの電話料金が上がらないように、LUSの見直しを行う。

第4章 ユニバーサルサービス

- ・ユニバーサルサービスの範囲を、無料の項目別請求書の発行と特定の呼を制限するサービスを含んだ基本音声サービスとすることを提案する。
- ・ユニバーサルサービスのコストは未だ算定されていないため、BTに資料の提出を求め、更に検討を行う。
- ・ユニバーサルサービスは透明かつ適切な基準によって産業全体が負担しなければならない。

第5章 第1部のサマリー

第2部 競争

第6章 反競争的行為

- ・免許付与と公正取引の透明性を高めるための諮問を行う。
- ・BTのライセンスを変更し、オフテル長官が反競争的行為を取り扱う権限を与える。
- ・反競争的行為の防止がうまく機能しない場合には、BTが単体で様々な事業を行うことが公共の利益になるかどうかを考える必要がある。

第7章 料金の柔軟性

- ・従来通りBTの大口顧客向けタリフの柔軟性を制限する。
- ・全国一律料金の原則についてもこれを維持する。

第8章 第2部のサマリー





EUROPE

第3部 更に検討が必要な問題

第9章 サービスプロバイダ

- ・大幅な規制環境の変更を求める意見は少なかった。
- ・今後以下の3点を主要な内容とする諮問文書を発表する。(1)通信事業者のタイプにより異なる規制を行うことについて (2)サービスプロバイダがBTに支払う際のタリフ (3)BTとの接続における技術的柔軟性

第10章 分単位課金の代替策

- ・諮問文書発表以来、目立った進展は見られず事業者からの反応も少ない。
- ・BTとの相互接続部分の回線容量に基づいた課金についても、試行的に導入を行った後に検討を行いたい。

今後のスケジュール

95年9月	相互接続料金の諮問文書発表
95年12月	料金規制に関する諮問文書発表 (RPI-X%のXの値は決めない) ユニバーサルサービスについての諮問文書発表
96年1月	反競争的行為についての諮問文書発表
96年4月	料金規制に関する第2の諮問文書発表 (Xの算定方法、免許変更の案について発表)
(96年秋以降	この間、BTが拒否した場合はMMCによる審査の可能性あり)
97年8月	新しい料金規制の実施 会計分離の実施 新しい相互接続料金体系の実施

英国

フィンランド・ニュージーランドとの国際単純再販解禁

■ オーストラリア、カナダ、スウェーデン、米国に続く認可。

英国貿易産業省(DTI)は8月2日、英国とフィンランド及びニュージーランドの間の国際単純再販を認めることを発表した。英国との単純再販は、92年9月に対オーストラリア、カナダ、スウェーデンが、94年12月には対米国が認められており、今回の認可で6か国との間で提供可能となる。なお同発表によれば、現在33事業者が単純再販の免許を付与されている。

<出典>KDD U.K.他



COMMENT

DTIは単純再販解禁に際しては、相手国側での通信市場開放の同等性を条件としている。今回認可された2か国については、この条件が満たされていると判断されたことになる。まずフィンランドは、積極的な開放政策をとっており、94年1月には市内及び長距離、7月に国際に競争が導入され、大きく自由化が進んでいる。その結果、従来の独占事業者テレコムフィンランドのシェアは長距離については40%、国際についても70%程度まで低下した(95年5月現在)。またニュージーランドでは、第二事業者であるクリア・コミュニケーションズが長距離及び国際電話で20%強のシェアを獲得している。(細谷 毅)

ドイツ

ベーチ郵電大臣、ユニバーサルサービスについての政策を発表

ユニバーサルサービスの範囲はアナログ通信・番号案内等とし、基金設立で賄う構想。規制機関の設置も提案。

ベーチ郵電大臣は、EUレベルでの完全自由化が行われる98年以降の通信政策として、強力な権限を持つ独立した規制機関の新設を提案するとともに、ユニバーサルサービスについての方針を、以下のように発表した^(注6)。

25%以上のシェアを占める企業は、ユニバーサルサービスの提供義務を負う。また、シェア5%以上の企業は、設立される「ユニバーサルサービス基金」への支払を求められる。ユニバーサルサービスの範囲は電話(アナログ)、番号案内、電話帳作成、公衆電話の設置、緊急サービスへの無料アクセス等と定める。
<出典>Financial Times(8.9)他

COMMENT

今回新たに発表されたユニバーサルサービスについては、野党SPD(連邦参議院では過半数を占める)は事業者により異なった義務を課せられることに反対を表明している。ユニバーサルサービスの範囲を従来予想されていたものより先狭く限定したこともあり、今後の議論によって大幅な修正がなされる可能性もあるといえよう。なお、今回の政策の発表は7月に諮問委員会を通過した新電気通信法の草案発表と同時に行われたものである。新電気通信法についても新規事業者とDTのアクセスチャージの設定方法、ドイツテレコムによる加入者回線独占のもとでの公正競争確立方法といった問題は依然として残っている。

(細谷 毅)

(注6)
ユニバーサルサービスについての規定は将来の変更に際しての柔軟性を高めるために法律(Gesetz)ではなく法規命令(Verordnung)とする見込みである。





EUROPE

フランス

CATV網経由での音声サービス提供、解禁へ

フィヨン大臣は、情報ハイウェイ構築の一環として、フランステレコムによる音声サービスの独占提供を規定した現行法の改正案を本年末までに議会に提出。

フィヨン技術情報郵便大臣は、情報ハイウェイ実現に向けてのスケジュールを発表した。この9月には、情報ハイウェイに関する省間委員会を改めて招集、前回第2次候補群として棚上げにされた218のパイロットプロジェクト案に関して、実施内容、実施場所、政府の資金援助などの詳細を決定する。また、プロジェクトの実施を可能にする規制環境整備として、CATV網経由での音声サービス提供を認めるような法案を同委員会にて採択、本年12月までには議会に提出する意向を明らかにした。

また、フィヨン大臣はアプリケーション開発に関する専門委員会^{注7)}の設置も発表している。

<出典>KDDパリ事務所など

COMMENT

本法案は、試行プロジェクトという条件付きながら、フランステレコムに認められている音声サービスの独占的提供を打破するものとなる。施行時期は明らかではないが、プランカーブルの失敗で巨額の負債を抱え、マルチメディア事業に起死回生をかけるCATV事業者の現状を勘案すると、即時か、遅くともEULレベルでの完全自由化が実施される1998年までには発効するものと思われる。本法案によって、本年2月に法規制の問題を現時点でクリアしていないとして棚上げされていたリヨネーズコミュニケーション及びCGVの情報ハイウェイ試行プロジェクト^{注8)}は、実現に向けて大きな一歩を踏み出したといえよう。また、今回の法改正の発表は、5月の総選挙後に発足したジュッペ政権が提示した自由化の方向性として注目される。

一方、フランス情報ハイウェイ構築の旗頭であるフランステレコムも、パイロットプロジェクトのサプライヤーを選定^{注9)}、パリを含む4地域で1万世帯以上を対象にFTTH方式での光ファイバーネットワーク構築に着手する。

また、フィヨン大臣は、現在世界レベルでの実質的な情報ハイウェイとなっているインターネットについてのフランスの遅れを指摘、フランス語による情報提供や電話網経由でのアクセス強化を呼びかけている。

(青沼 真美)

(注7)電子決済、電子ショッピング、情報サービス、電子新聞、遠隔勤務、研究開発、文化、健康、旅行、行政手続き、デジタル化、オーディオビジュアルの各分野。

(注8)リヨネーズコミュニケーションは、AnnecyでCATV加入者8,000世帯を対象に、CGVは同じくコースで5,000～10,000世帯を対象にCATV網経由で電話・データ・映像サービスの提供を予定している。

(注9)アルカテル、シーメンス、マトラ-エリクソン、SATが率いる4つのコンソーシアムを選定、1996年末の完遂が見込まれている。総工費は約5億フランで、フランステレコムが予定している情報ハイウェイ関連の投資額の半分に相当する。



イタリア

STET、IBMと提携

マルチメディア時代を見越した新たなアライアンスグループの第一歩に、将来的な参加キャリアとして、RHCs、NTTなどの名前もきかれる。

イタリアの電気通信関連持ち株会社STET^(注10)とIBMは8月3日、戦略的提携に関する覚書(MoU)を締結した。覚書の内容は主に以下の4点となっている。

1. 企業内通信サービスを提供する合併会社の設立

両社のバックボーンネットワークを接続、多国籍企業向けにデータ伝送、音声、映像サービスなど統合的な高度通信サービスを提供する合併会社を95年内に折半出資で設立する。IBM側は、傘下のIBMグローバルネットワーク社^(注11)の自営網を利用する模様である。

なお、数カ月以内には他の通信事業者が参加する予定であるが、詳細は明らかにされていない^(注12)。

2. 高度付加価値通信・ネットワークサービスの共同提供^(注13)

インターネットアクセス、電子メールなどのサービスを共同で販売・提供する。

3. イタリア企業内通信市場におけるプレゼンス強化

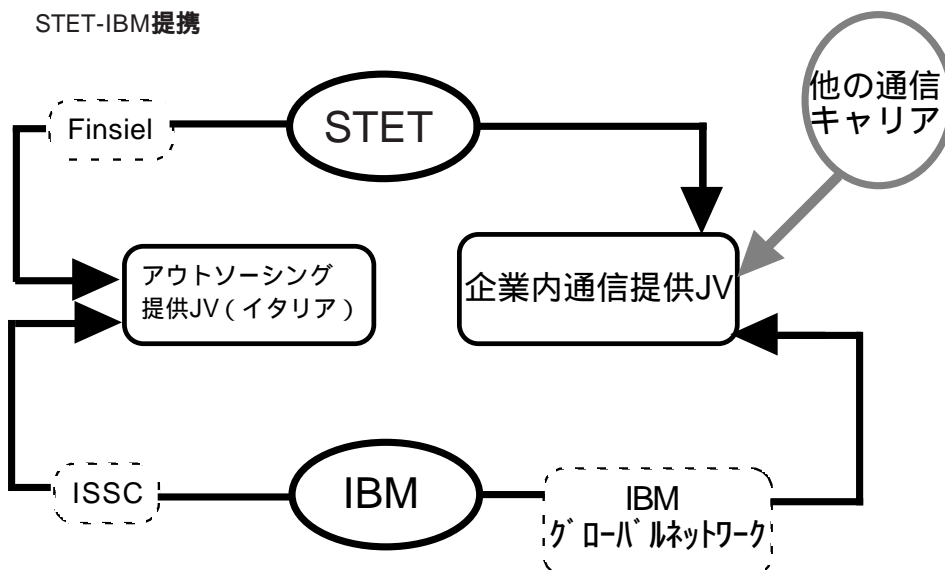
イタリア国内の企業を対象にアウトソーシング及びファシリティーマネジメントサービスを提供する合併会社を95年内に設立する。IBM側は100%子会社のISSC、STET側はグループ傘下のソフトウェア関連企業Finsielを通じての出資が見込まれている。

4. マルチメディア分野での協力強化

イタリアにおける双方向マルチメディアシステムの提供に向けて、STETの広帯域双方向サービス導入に関する協力を強化する^(注14)。具体的にはVoDやホームバンキングなど、一般ユーザー用のアプリケーションを開発し、1997年後半には商用サービスを開始する予定である。

<出典>Agence France Press(8.4) プレスリリース他

STET-IBM提携



(注10)

政府100%保有の産業復興公社(IRI)が61.27%を保有する電気通信関連の持ち株会社。1994年度の総売上は33兆8,000億リラ、純益は1兆9,100億リラであった。また、傘下の通信事業者テレコムイタリアの1994年の総売上は29兆リラ、純益は1兆4,500億リラであった。尚、8月9日現在、100リラ=約6.05円。

(注11)

IBMグローバルネットワークは、世界100か国以上の25,000顧客のLANをサポートしているほか、26か国でインターネットアクセスを提供している。なお、IBMの1994年の総売上は640億ドル、純益は29.6億ドルであった。

(注12)

8月4日付けのII Sole 24 Ore紙ではRHCsやNTTの名前が報じられているほか、C&Wとの報道もされている。

(注13)

両社が合併会社を設立するとの報道も一部見られるが、STET-IBMが発表したプレスリリースでは明示されていない。

(注14)

マルチメディア分野に関してSTETは、1993年秋にベルアトランティックと合併会社Streamを設立、協力体制を強化してきた。しかしながら、ベルアトランティックがイタリアにおける通信事業参画にあたって、最終的にオリベッティをパートナーとして選択、その結果5月にはStreamからの撤退を発表しており、このような経緯から、STETはマルチメディア分野での新たな提携相手を模索していた。



KDD RESEARCH



EUROPE

(注15)

STETは、ハンガリー、チェコの通信キャリア民営化に伴う株式取得において、最高額を提示しながらいずれも落札に失敗してきたが、その敗因は海外進出の実績不足など国際的なプレゼンスの低さであった。

(注16)

IBMヨーロッパは、今回の提携がSTETの株式取得に向けての第一歩を意味するものではない、と否定している。一方、IBMグローバルネットワークのジョン・ホワイトサイド社長は2年前のBT/MCI提携交渉において、MCI側のひとりとして交渉に臨んでおり、その経験を活かすことになるのか、注目される。

(注17)

両社は本年2月、今後自由化される市場をターゲットに第二事業者を目指して共同進出する、というオプションを含む提携形態を多角的に検討していると発表、4月にはセルラー網とPCを利用した「モバイルオフィス」の提供に関して、テレコムイタリアとIBMの販売協力強化が発表されていた。

(注18)

本年5月には、BT・ベルアトランティック、エリクソン(実質的にはオランダ・PTT・スイスPTT連合)、アメリカ、STETに絞り込まれており、FT及びDTは応札を取り消した。



KDD RESEARCH

COMMENT

アライアンス形成で他の欧州主要キャリアに遅れをとっていたSTETにとって、IBMとの提携は同社の弱点である国際競争力及び国際市場におけるプレゼンスを補完するものであり^(注15)、STETグループ全体の戦略として世界進出を果たす絶好のチャンスとなっている。また、これまで形成されてきたアライアンスグループと一線を画した情報機器企業との提携に関しては、マルチメディア時代を睨み、情報通信産業全般に関するSTETグループ全体のシナジー効果が期待されている。さらに、本提携が、政府が今秋に予定しているSTETの株式売却に際して、投資家の好判断材料となることは必至であろう。その一方で、本提携グループの通信分野での経験不足を指摘する声も聞かれており、上述のように他の通信キャリアの参加に向けて交渉が行われている。

また、本提携は、現時点ではあくまでも実務レベルの関係強化であり、IBMによるSTET株式の取得など、直接的な出資関係を含むものとはなっていない。しかしながら、IRIのテデスキ会長は、STETの株式売却にあたって10~20%を取得するコア株主を指名する意向を表明、海外の投資家や企業グループへの売却も示唆していることから、将来的な提携内容の深化・強化は十分考えられる^(注16)。

また、IBMとSTETの交渉は本年初頭から続けられてきたが^(注17)、今般、漸く予備協定の締結に至っており、提携内容の見直しなども含めて、正式な提携関係の樹立に至るまでにはもう暫く時間を要するであろう。

(青沼 真美)

ベルギー

ベルガコム、提携パートナー選定大詰め

戦略的パートナー候補を3コンソーシアムに絞り込む。10月末には最終決定。

ベルギー政府は7月28日、ベルガコムの株式25%を売却する提携キャリアのショートリストを発表、BT・ベルアトランティック連合、オランダPTT・スイスPTT連合及びアメリカテックの3者が残っている^(注18)。数週間内に、将来的な株式保有比率の引き上げ(49.9%まで)を前提にした最終選考が行われ、10月末には最終決定が発表される。 <出典>KDDA「ベルギー」

COMMENT

大詰めを迎えたベルガコムの提携パートナーの選定は、最終的に3候補に絞り込まれた。そのうち、オランダPTT・スイスPTT連合については、本年7月にSPTプラハの株式27%を14億5,000万ドルで取得したことから、15億ドルとも18億ドルとも見込まれる本件の落札にあ

たつて、資金調達を危ぶむ声も聞かれる。その反面、落札した場合には、ベルガコムがユニワールド傘下に入ることは必至であり、欧州におけるアライアンス地図に変化が生じることになる。一方、これまで実施された東欧や南米諸国での民営化には全く関心を見せなかったBTが、ベルガコムに関しては当初から応札の意向を強く表明、従来の戦略から一転して落札を狙っている点は注目できる。すなわち、BTは「コンサート」に象徴されるような多国籍企業向けのサービス提供を企業戦略の一環としており、EU本部や欧州委員会の所在地であるブリュッセルを擁し、特にEU資本の多国籍企業が軒並み進出しているベルギーは、絶好のターゲットとなる。また、オランダPTTのユニソース・ユニワールド参加によって、欧州経済の主要拠点でもあるオランダへの直接的な参入が困難である現状を鑑みるにつけ、欧州大陸進出の橋頭堡を求め、BTにとって、ベルガコムの戦略的パートナーとしての位置づけは、1998年以降の完全自由化や欧州の中心たる地政学的重要性から、まさに垂涎の的となっているのである。

ベルギー政府としては、FT及びDTが撤退したものの、BT/MCI連合或いはユニソース/AT&T連合という既存のアライアンスグループに入る可能性を残しており、最終的な選考結果が注目される。
(青沼 真美)

ギリシャ

OTE、11月にも民営化

■ 三度目の正直で6～8%を売却するが、海外投資家への提供は見送られる模様。

ギリシャ政府は、電気通信事業者OTEの株式売却を11月に行う意向を明らかにした。今回の計画は、OTE株式の6～8%程度を国内投資家を対象に売却するものであり、政府は1,200億ドラクマ(約483億円)前後の売却益を見込んでいる。また、OTEの従業員及びOBに対しては、2%分までの優先取得が認められる模様である。 <出典>Financial Times(8.7)

COMMENT

OTEの政府持ち株売却は過去2度にわたって頓挫してきた。93年秋には政権交代により計画自体が棚上げされ、94年秋にはOTE労組および一部の社会党員の強硬な反対により凍結されている。この経緯を慮った政府は当初の計画^{注19}を大幅に変更、売却幅を引き下げ、売却益は全てOTEに還元する、という条件をつけることで政治的な反対を最小限にとどめ、是が非でも民営化を実現する姿勢を打ち出した。というのも、1998年の完全自由化を控える欧州キャリアにとって、激化する競争環境への対応策としてのインフラ整備、或いはイン

(注19)

93年には、海外の戦略的パートナーに35%、従業員に14%を売却する案が、94年には株式の20%を海外投資家に、5%を従業員に売却して、売却益の40%を政府予算の赤字補填に充当する、という案が発表された。



KDD RESEARCH



AFRICA

フラ整備を推進するための資金調達は生き残りに向けての大前提となっている。ギンジャの場合、当面は国内投資家が対象となっているが、政府はCSFBおよびシュローダーと締結している引き受け幹事行の契約を更新する意向であり、将来的な海外証券市場への上場を念頭に置いていることは明白である。従って、海外投資家へアピールするためにも、国内での上場成功が不可欠となっている。ただ、欧州では本年後半から来年にかけて、通信キャリアの民営化が相次いでいる。そのなかで、中小キャリアに位置するOTEが、潜在市場性やヨーロッパとアジアを繋ぐ要衝という地政学的観点からどれだけの評価を得られるのか、興味深いところではある。

(青沼 真美)

レソト

GSM採用を決定

■ 南アフリカのヴォダコムが通信事業者LTCと共同でGSMを提供。

レソトの通信事業者LTCは、GSM網の構築・運用を行う合弁会社設立に関する覚書(MoU)を南アフリカ共和国のGSM事業者ヴォダコムと締結した。新設する合弁会社には、両社がそれぞれ40%を出資、残りの20%は一般投資家への出資を呼びかける。

レソトのGSMサービスは、当面はヨハネスブルグ(南ア)にあるヴォダコムの主要交換センター(Main Switching Centre: MSC)経由で提供されるが、将来的にはレソト国内にMSCが設置される予定である。LTCとヴォダコムでは、基地局を15局設置、本年12月に首都マセルでサービス提供を開始する。カバーエリアは、順次国内全土に拡張され、約1万加入獲得が見込まれている。

<出典>Pyramid Research(95.7)

COMMENT

これまでレソトではセルラーサービスの提供は行われておらず、GSMが初のサービスとなる。地政学的に、また政治・経済的にも南アと密接な関係にあるレソトにとって、既にGSMを提供しているヴォダコムとの提携は通信インフラ整備の観点からも大きなメリットがある。また、1994年6月にサービスを開始した南アフリカ共和国を皮切りに、SADC^(注20) 諸国ではGSMの導入が進んでおり、レソトは、ナミビア、マラウイ、ジンバブエに続く5番目のGSM採用国となった。

(青沼 真美)

(注20)

南部アフリカ9か国は、南アフリカ共和国への経済的依存からの脱却を図り、集団的自助を通じて地域開発を進めるための地域機構SADCC(South African Development Coordination Conference)を1980年4月に発足させた。その後、アンゴラの加盟を経て、1994年8月には新生南アフリカ共和国が加盟、これを受けてSADCCはSADC(South African Development Community)として発展的に解消された。また95年8月にはモーリシャスが加盟、現在SADCには12か国が加盟している。



KDD RESEARCH

南アフリカ共和国

SBC、MTNに出資

GSM事業者MTNの資本再編に伴い、9,000万ドルを投じて同社の株式15.5%を取得。SBCは一足先に南ア市場進出を果たす。

SBCは、南アのGSM事業者MTNの資本再編に伴い、同社株式の15.5%を取得することを明らかにした。SBCは南アの潜在市場性、特に移動体通信市場の成長性を指摘、今回の株式取得にあたっては9,000万ドルを投じている。

なお、MTNにはこれまでC&W(30%)、Naftel/Fabcos(30%)、MNet(30%)、Transtel(10%)がカック内の比率で出資していたが、SBCの資本参加に伴う新たな出資比率は明らかにされていない。

<出典>Agence France Press(8.7)

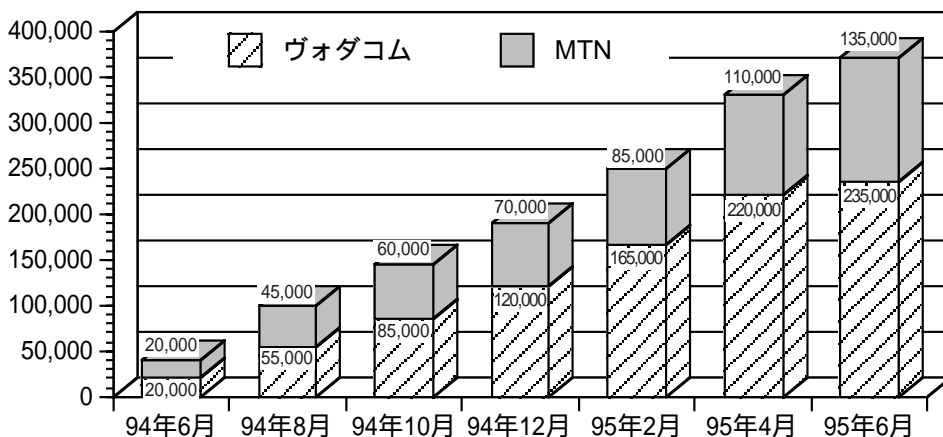
COMMENT

本年2月にジョーダン郵電大臣がテルコムSAの株式を戦略的パートナーに売却する意思を表明したことを受けて、海外通信事業者の南ア市場への関心が高まっていた。SBCも、C&Wや南ア最大の黒人系企業Corporate AfricaとコンソーシアムNew Africa Communicationsを結成、テルコムSAのネットワーク整備計画のパートナー公募に応札する一方、戦略的パートナーとしての南ア市場進出を狙っていた。しかしながら、本年7月になると、政府はテルコムの民営化にあたって当面は外資参入を認めない、と方針を一転、短期的には南ア市場への進出は困難と見られるようになっていた。このような経緯から判断すると、MTNへの出資というSBCの判断は、現時点における最も効率的かつ現実的な南ア市場へのアクセスであり、南ア進出の機会を窺う他の事業者に先んじた戦略的な意思決定といえることができる。

なお、MTNはライバル事業者ヴォダコムとともに1994年6月からGSMサービスの提供を開始、1995年7月現在、14万加入を獲得している。

(青沼 真美)

南アのGSM加入者推移



(KDD総研作成)



KDD RESEARCH

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1995 September

発行日 1995年9月20日
発行人 景山 正
編集人 間瀬 敬
発行所 株式会社 KDD 総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-71-382-0001 Fax:44-71-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-525-6333 Fax:852-868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国 Seoul 特別市中区巡和洞 1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338

.....
次号の特集(予定)

カナダの長距離市場
~熾烈なサバイバルレース(仮題)